○環境省令第

号

止法 大気汚染防 (昭 和四十三年法律第九十七号) 止法の一 部を改正する法律 の規定に基づき、 (令和二年法律第三十九号) 並びに同法を実施するため、 の施行に伴い、 大気汚染防 及び大気汚染防 止 法

 \mathcal{O} 部を改正す る法律 \mathcal{O} 施行に伴う環境省関係省令の整備に 関する省令を次のように定める。

令和二年 月 日

環境大臣 小泉進次郎

大気汚染防 止法 0 部を改 正 する法律 0 施 行 に伴う環境省関係省令 \mathcal{O} 整 備 12 関する省令

(大気汚染防止法施行規則の一部改正)

第 条 大気汚染防 止 法施 **紀行規則** (昭和四 十六年厚 型商産業省 令 第一 第一 号) の — 部 を次の ように改正

る規定 重傍線を付した規定 次 \mathcal{O} 表によ の傍 線 を付 り、 L 改 た 正 部 前 (以 下 分の 欄 に掲 ように 「対象規定」 げ る規定 改め、 の傍線を付 という。 改 Ī 前 欄 及び した部分をこれ は、 改正 当該対象規定全体を改正後欄 一後欄に 対応 に 順 次対 して掲げ 応する改 るそ \mathcal{O} 正 標記 に掲げるも 後 欄 部 に 撂 分に げ

ののように改め、 改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないもの

は、 これを削り、 改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないもの

は、これを新たに追加する。

改正後	改	正前	
第十条のU 去寫片し条の片七寫一頁及び寫二頁の見定こよる虽(特定粉じん排出等作業の実施の届出)	第十条の町、去寛十八条の(特定粉じん排出等作業	去 割上したの上丘第一頁及が第二頁の見定こよる届いん排出等作業の実施の届出)	S H
式第三の四による届出書によつて	式	様式第三の四による届出書によつてしなければならな	ら な
V	٧ · 。		
2 法第十八条の十七第三項の環境省令で定める事項は、次のと	2 法第十八条の十五第三	十五第三項の環境省令で定める事項は、次	次のと
おりとする。	おりとする。		
一•二 (略)	一•二 (略)		
三 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名	三 特定工事を施工する	<u> </u>	所
及び連絡場所			
四 (略)	四 (略)		
(水銀排出施設の設置等の届出)	(水銀排出施設の設置符	設置等の届出)	
第十条の五 法第十八条の二十八第一項、第十八条の二十九第一	第十条の五 法第十八条の	法第十八条の二十三第一項、第十八条の二十四第一	第一
項又は第十八条の三十第一項の規定による届出は、様式第三の	項又は第十八条の二十五	一十五第一項の規定による届出は、様式第三	第三
五による届出書によつてしなければならない。	の五による届出書によっ	の五による届出書によつてしなければならない。	
2 法第十八条の二十八第二項 (第十八条の二十九第二項及び第	2 法第十八条の二十三第	法第十八条の二十三第二項(第十八条の二十四第二項及び第	び 第
十八条の三十第二項において準用する場合を含む。)の環境省	十八条の二十五第二項に	項において準用する場合を含む。)の環境	境境
令で定める事項は、次のとおりとする。	省令で定める事項は、次	次のとおりとする。	
一 一 ~ 五 (略)	一~五 (略)		

3 らず、 十第 ることができる。 \mathcal{O} 出 一項の規定に基づき届け出ている場合は、 全部又は一部に代えて、第九条に規定する受理書を提出させ 施設について、 二十八 渞 前項第一号から第五号までに掲げる事項を記載した書類規定に基づき届け出ている場合は、前項の規定にかかわ 項 府県 「の規定に基づき届け出る者が、 第 知 事 項 又は令第十三条に規定する市 法第六条第一項、第七条第一 第十八 条の 二十九第 当該届出 項又は の長は、 項又は第八条第 第十八条の三 に係る水銀排 法 第十八 3

(水銀排出施設の設置等の届出に係る受理書)

る受理書を当該届出をした者に交付するものとする。 八条の三十第一項の届出を受理したときは、様式第三の六によ法第十八条の二十八第一項、第十八条の二十九第一項又は第十第十条の六 都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、

(氏名の変更等の届出)

(承継の届出)

よつてしなければならない。場合を含む。)の規定による届出は、様式第六による届出書に条の十三第二項及び第十八条の三十六第二項において準用する第十二条 法第十二条第三項(法第十七条の十三第二項、第十八

わらず、 類の全部又は一部に代えて、 せることができる。 第一項の規定に基づき届け出 排出施設について、 のニ Ŧī. 都 第 道 +府 前項第一号から第五号までに掲げる事項を記載した書 項 県 0 第 知 規定に基づき届け出る者 事 項 又は令 法第六条第一 第 +第十三条に規 条 第九条に規定する受理書を提出 ている場合は、 の 二 十 項、 九 定 第七条第 が、 第 する市 当該届出に係る水銀 項 前項の規定にかか 又は第十八条の 0 長 は、 項又は第八条 法 公第十八

水銀排出施設の設置等の届出に係る受理書)

第十 八条の二 法第十 よる受理書を当該届出をした者に交付するも -条の六 十五 条の二十三第 都道府県知事又は令第十三条に規定する市の 第一項の届出を受理したときは、 項 第十 八条の二十四 のとする。 様式第三の六に 第 一項又は第十 長は、

(氏名の変更等の届出)

(承継の届出)

よつてしなければならない。場合を含む。)の規定による届出は、様式第六による届出書に条の十三第二項及び第十八条の三十一第二項において準用する第十二条 法第十二条第三項(法第十七条の十三第二項、第十八

(作業基準)

とおりとする。 第十六条の四 石綿に係る法第十八条の十四の作業基準は、次の

該計画に基づき当該特定粉じん排出等作業を行うこと。を記載した当該特定粉じん排出等作業の計画を作成し、当おける特定粉じん排出等作業の開始前に、次に掲げる事項一、特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事に

にあつては、その代表者の氏名
・特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人

特定工事の場所

ハ 特定粉じん排出等作業の種類

特定粉じん排出等作業の実施の期間

面積おける特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用おける特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用ホー特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分に

へ 特定粉じん排出等作業の方法

- 第十条の四第二項各号に掲げる事項

メートル以上又は長さ二十九・七センチメートル、幅四

イ 長さ四十二・○センチメートル、幅二十九・七センチ
い場所に次に掲げる要件を備えた掲示板を設けること。
おける特定粉じん排出等作業を行う場合は、公衆の見やす
特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事に

1 次に掲げる事項を表示したものであること。| 十二・○センチメートル以上であること。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代刊 特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の

(作業基準

とおりとする。 第十六条の四 石綿に係る法第十八条の十四の作業基準は、

次

0

(新設)

に掲げる事項を表示した掲示板を設けること。特定粉じん排出等作業を行う場合は、見やすい箇所に次

法人にあつては、その代表者の氏名特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所

並

びに

表者の氏名

- (2) び届出先 当該特定工事 法第十八条の十七第一項又は第二項の届出年月日 が 届出対象特定工事に該当するとき
- (3) げる事項 第十条の四第二項第三号並びに 前 号ニ 及び に

(削る)

削 る

ける特定粉 工事における施 ときは、 を含む。 れを特定工事が終了するまでの間保存すること。 をし 特定工 づいて補 欄 に掲げる作業並びに六の項下欄イ及び た年月)及び確認した者の氏名を含む。)を記録し、 同 事 じん排 修等 表 \mathcal{O} 日 \mathcal{O} 0 工 の項下欄 ;出等作業の実施状況 措置を講じた場合にあつては、 確認の方法、 \mathcal{O} 分担関係に応じて、 自 ハ、ニ、 確認の結果(確認の結果にニ、へ及びトに規定する確 者又は下 (別 当 別表第七の 言該特定工芸 -請負 ハの作業を行う 記録し、こその内容 この一のこれ工事によ 項お

元請業 ^未者、 主 施 工 人は、

作成した記 ることを確認すること。 特定工事の元請業者は、 -業が第一号に規定する計画に基づき適切に行われてい人した記録により当該特定工事における特定粉じん排出定工事の元請業者は、前号の規定により各下請負人が

新

設

ける特定 定工 お 事 いて「除去等」という。)の完了後に 建 \mathcal{O} 築 元請業者又は自主 材料の 除去、 囲 い込み又は封じ込め 施 工 者 者は、 当 該特定工事に (除去等 (以 下

> ホーハ 特定粉じん排出等作業の

> > \mathcal{O} 期

間

特定粉じん排出等作業の 特定工事を施 工する者の現場責 方法施 任 者 0 氏 名及

び 連 絡 場

所

新 設

等工事を業として行う者を除く。 に必要な知識 を行う場 施工する場合には、自ら当該確認を行うことができる。 んの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工 又は補修する作業であつて、 ただし、 所 を 去等 を有する者に当該確認 他 解体等工事の自主施工者 \mathcal{O} 場 が完了したことの確認 所 から隔離 排出され、 したとき) は、 を目視 は、 建築物等を改造し である個人 を 適切に 又は飛散する粉 により行わせる 該 行うため 隔 離を (解体 事を

(解体等工事に係る調査の方法)

は、次のとおりとする。第十六条の五、法第十八条の十五第一項の環境省令で定める方法

、この限りではない。

、改造し、又は補修する作業を伴わないものである場合はり明らかであつて、当該建築物等以外の建築物等を解体しり明らかであつて、当該建築物等以外の建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を無の目視による調査を行うこと。ただし、解体等工事が次無の目視による調査を行うこと。ただし、解体等工事が次無の目視による調査を行うこと。ただし、解体等工事が次無の目視による調査を行うこと。

物等(ロからホまでに掲げるものを除く。)
イ 平成十八年九月一日以後に設置の工事に着手した建築

以後にその接合部分にガスケットを設置したものこの号において同じ。)であつて、平成十九年十月一日金属製造業の用に供する施設の設備(配管を含む。以下1 平成十八年九月一日以後に設置の工事に着手した非鉄

の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。 前号に定めるもののほか、別表第七の中欄に掲げる作業

特定工事に該当しないことが明らかな建設工事)

工事は、次に掲げる建設工事とする。第十六条の五 法第十八条の十七第一項の環境省令で定める建設

又は補修する作業を伴わないものあつて、当該建築物等以外の建築物等を解体し、改造し、あつて、当該建築物等以外の建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事で平成十八年九月一日以後に設置の工事に着手した建築物

は補修し、又は当 建設工事であつて、 の工事に着手した部分を改造し、又は補修する作業を伴う 月一日以 建築物等のうち平成十八年九月一日以後に改造又 改造し、 後に設置の 該 若しくは補修する作業を伴わないもの 当該部分以外の部分を改造 建 工事に着手した建築物等を除く。 築物等以外の 建築物 (平成十八年 若しく は 補

業の キンを設置したも 日 平 以後にその 用 成 に + 供 凣 いする 年 九 接 施 月 合部 設 \mathcal{O} 日 の設備である以後に設置 i分にガスケット又はグランドパッ設備であつて、平成二十一年四月 置 の工 事に着手した鉄

たもの月一日以後にその接合部分にグランドパッキンを設置し月一日以後にその接合部分にグランドパッキンを設置し工業の用に供する施設の設備であつて、平成二十三年三二 平成十八年九月一日以後に設置の工事に着手した化学

事に関する措置を講ずる場合は、 するものとみなして、 査を行うこと。 するか否かが明らかにならなかつたときは、 ホ 前 月 工 号に規定する調査により解体等工事が特定工事に該当 業の 平成 日以後にその接合部分にガスケットを設置したもの 用に 十八 供 年 ただし、当該解体等工事が特定工事に該当 いする施 九 月 法及びこれに基づく命令中 日 設 0 以 設 後に設置 設備 であ この限りでない。 のつて、 |の工事に着手した化 平成二十四年三 分析による調 . (7) 特定 工

(解体等工事に係る説明の時期)

体等工事の開 工 該特定粉じん排出等作 工事の開始の日から十四日以内に開始する場合にあつては、 事に該当し、 とする。 |事を緊急に行う必要がある場合にあつては、 六条の六 ただし、 、かつ、特定粉じん排出等作業を当該届出対象特定 法第十八条の十五第一 始 の日までに 災害その他 上業の開 (当該解体等工事が 始 の日 非 常 の事態 項の規定による説 の十四日前までに)行うも の発生により解体等 速やかに行うも 届 出 対象特定工 明 は、 当 解

解体等工事に係る説明の時期

第十六条の六 等作業の 必 5 体等工事の開 要がある場合にあつて 災害その $\overline{+}$ かつ、 四日以内に開始 開 他 始 特定粉じん排出等作業を当該特 の 日 非常の事 始 法 の日 第十 の十四日前 -八条の する場合にあつては、 までに(当該 態 の発生により解体等工事を緊急に. 十七第 速やかに行うものとする。 までに) 解 項の規定による説明 体等 行うものとする。 工事 当該特定粉じん排出 定工事の開始 が特定工事 ただし 元の日か は、 に該 行う 当

(解体等工事に係る説明の 事 項

第十六条の七 る事項は、 次のとおりとする。 法第十八条の 十五第 項 第四号の環境省令で定め

法第十八条の十五 事前調査」 第 項又は 第四項の規定による調査

事前調査の方法

以下

という。

を終了した年月日

(削る)

るときは、 解体等工事が届出対象特定工事以外の特定工事に該当す 第十条の 四第二項第二号及び第三号に掲げる事

解体等工事が届出対象特定工事に該当するときは、 第十

条の四第二項各号に掲げる事

(解体等工事に係る調査に関する記録等)

第

存するものとする。について作成し、これを解体等工事が終了した日から三年間保 の五第一号イからホまでに掲げるもののいずれかに該当する場録は、次に掲げる事項(解体等工事に係る建築物等が第十六条 合にあつては、第一号から第五号までに掲げる事項に限る。) 六条の八 法第十八条の十五第三項及び第四項に規定する記

にあつては、その代表者の氏名 解体等工事の発注者の氏名又は名称及び 住 所並びに法人

解体等工事の場所

解体等工事の名称及び概

前条第一号及び第二号に掲げる事

項

日 (解体等工事

> 解体等工 事に係る説明 \mathcal{O} 事 項

第十六条の七 事項は、次のとおりとする。 法第十二 八条の +七第 項 前段の環境省令で定め Ś

調査を終了した年月日

調査の方法

調査の結果

(新設)

(新設)

特定工事に係る説明の事

項

第十六条の八 事 項は、 第十条の四第二項各号に掲げる事項とする。 法第十八条の十七第一項後段の環境省令で定め Ś

置した年月日)は、これに加えて、これらの規定に規定する建築材料を設らホまでに掲げるもののいずれかに該当する場合にあつて

六 解体等工事に係る建築物等の概要

物等の部分う建設工事に該当するときは、当該作業の対象となる建築と解体等工事が建築物等を改造し、又は補修する作業を伴

人の名称
並びに当該調査を行つた者の氏名及び所属する機関又は法外、分析による調査を行つたときは、当該調査を行つた箇所

みなした場合にあつては、その旨)及びその根拠し書の規定により解体等工事が特定工事に該当するものと特定建築材料に該当するか否か(第十六条の五第二号ただ九 解体等工事に係る建築物等の部分における各建築材料が

事が終了した日から三年間保存するものとする。 2 法第十八条の十五第三項に規定する書面の写しは、解体等工

(解体等工事に係る掲示の方法)

さ四十二・○センチメートル、幅二十九・七センチメートル以第十六条の九 法第十八条の十五第五項の規定による掲示は、長

―トル以上の掲示板を設けることにより行うものとする。上又は長さ二十九・七センチメートル、幅四十二・○センチメ

(解体等工事に係る掲示の事項)

は、次のとおりとする。第十六条の十一法第十八条の十五第五項の環境省令で定める事項

び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名(一解体等工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及)

(解体等工事に係る掲示の方法)

| 示板を設けることにより行うものとする。 第十六条の九 | 法第十八条の十七第四項の規定による掲示は、

掲

(解体等工事に係る掲示の事項)

は、次のとおりとする。第十六条の十一法第十八条の十七第四項の環境省令で定める事項

行つた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、法第十八条の十七第一項又は第三項の規定による調査を

囲い込み等を行う間、当該隔離した場所において、第十六条の、込み若しくは石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材(い込み等(これらの建築材料の切断、破砕等を伴うものに限るい込み等(これらの建築材料の切断、破砕等を伴うものに限るい込み等(これらの建築材料の切断、破砕等を伴うものに限るいという。)を行う場合又は吹付け石綿の財が、保温材及び耐火被覆材(なみ若しくは石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材(なみ若しくは石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材(なみ若しくは石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材(ないとのでは、特定建築材料の囲い込み又は封じ込め(以下「囲い込み法は、特定建築材料の囲い込み又は封じ込め(以下「囲い込み	第十六条の十四 法第十八条の十九第二号の環境省令で定める方(被覆又は固着の方法)とする。	でする方法と同等以上の効果を有する方・八条の十九第一号ハの環境省令で定めする方法)	集じん・排気装置は、日本産業関格Z八一二二に定めるHE第十六条の十二 法第十八条の十九第一号ロの環境省令で定める(集じん・排気装置) (集じん・排気装置)	(5) (5) (1) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5	三(略)(削る) (削る) 第十六条の七第一号及び第二号に掲げる事項
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	四 (略) 三 調査の方法 一 調査を終了した年月日 その代表者の氏名

十二に規定する集じん・排気装置を使用する方法とする。

(特定粉じん排出等作業の結果の報告等)

、次に掲げる事項について行うものとする。(十六条の十五)法第十八条の二十三第一項の規定による報告は

- | 特定粉じん排出等作業が完了した年月日
- 一特定粉じん排出等作業の実施状況の概要
- る者に該当することを明らかにする事項び当該者が当該確認を適切に行うために必要な知識を有す三、第十六条の四第五号に規定する確認を行つた者の氏名及
- 第一号イからハまでに掲げる事項第十条の四第二項第三号及び第四号並びに第十六条の四
- 特定粉じん排出等作業を実施した期間
- 3°) 特定粉じん排出等作業の実施状況(次に掲げる事項を含
- び確認を行つた者の氏名の措置を講じた場合にあつては、その内容を含む。)及の措置を講じた場合にあつては、その内容を含む。)及認の結果(確認の結果に基づいて特定建築材料の除去等認の結果(確認をした年月日、確
- 項下欄イ及びハの作業を行つたときは、同表の一の項下別表第七の一の項中欄に掲げる作業並びに同表の六の

(新設)

認 置 \mathcal{O} を行 を 方 講 1つた者 ľ た場合に 認 ^ の氏 \mathcal{O} 及 結 び トに あ 果 って · 確 規定 は、 認 0 する確 そ 結 果に基づいて補修等の確認をした年月日、確 $\tilde{\mathcal{O}}$ 内容を含む。 及び 確措認

特定粉じん排出等作業に関する記録)

第 により、 行 者に該当することを証 を行つた者が当該確認を適切に行うために必要な知識 した日から三年間、 前 つた場合を除く。 条第二項各号に掲げる事項について作成 六条の十六 解体等工事の 法第十八条の二十三第二項に規定する記 これを第十六条の四第五号に規定する確)とともに保存するものとする。 自 明する書類の写し 主施工者である個人が自ら当該 (同号ただし書 ルし、 特定工事が終了 を有する の規定 確認 認

水銀等の排出基準)

第

量濃を度 て、 排出ガス中の 測定法により測定され 体状の水銀等をいう。排出基準は、水銀濃度 出 \mathcal{O} 濃度に換算したもの を、 ガス一立方メー 六条の十七 圧力が一気圧の状 (環境大臣が定め 一度が 圧 水銀濃度 とする。 零度であつて、 ダストに含まれる水銀 \mathcal{O} 状態に 法第十八条の二十七 トル 中 欄に掲げる施設の種類及び規模ごとに同表 以下同 中 る測定法 をいう。以下同じ。)及び粒子状水銀 態に換算し 換算し たガス状水銀 (ガス状水銀 下同 \dot{O} 濃度に換算 圧力が た排 ľ じ。)の濃度 により測定された粒子状水銀の た排 出ガスー立方メートルにつき が、 7一気圧 の量を、 等をいう。 の規定による水銀等に係る (排出ガス中に含まれる気 たした 出ガス一立方メートル中 温 の状態 ものをいう。 度が零度であつて、 (環境大臣が定める 温 以 度が零度であ 下同じ。) に換算した排 以下同 \mathcal{O} 0

(新設)

銀等の排出基準)

水

圧じ。 濃度 出 量 排出ガス中のダスト て、 測定法により測定され 体 排 \mathcal{O} Iガスー: まを、 濃度に 状の水銀 別表第三の 出 が 圧 基 条 の 力が一気圧 温 環境大臣が定 準 \mathcal{O} すは、 立 方 合計 気 度が零度であ 換算したも + 圧 等 スメート 三 \mathcal{O} کے を しする。 の中 いう。 法第 状 銀 態に 0) 濃 欄に ル 状 \otimes に \mathcal{O} 度 +以下同じ。 以下 つて、 換算した排 中 る測定法により測定された粒子 含まれる水銀等を を 態に換算した排 たガス状水銀 八条 (ガス状水銀 いう。 撂 \mathcal{O} 同じ。 げる施設 濃 の 二 十 圧力が 度に換算したものをいう。 以下同じ。) の濃度) が 出 一気圧 の量 の規 0 ガス一立方メ (排出) 種類及び規模ごとに 出ガス一立方メ 温度が いう。 を 度 定による水)及び粒子 の状態に ガス中に含まれる (環境大臣 温 以下同 度 零 及が零度 で度であ آ ا 換算した排 銀等に 状水銀 ートル ľ ル 状水銀の が 父であ 定め っつて、 以下 に 保る 0 0) 同 中 6 Ś

0) 下欄に掲げる水銀等の量であることとする。

2 届出を行わない場合に限る。)。 該施設について法第十八条の三十の規定による構造等の変更の たしているものとみなすことができる(当該期間において、当 定する排出基準を満たすことをもつて当該施設の排出基準を満 要件を満たす場合は、 水銀排出施設が、 連続する三年の間継続して次のいずれかの 当該施設のガス状水銀の濃度が前項に規

<u>ر</u> <u>=</u> (略)

水銀濃度の測定)

第十六条の十八 定及びその結果の記録は、 法第十八 、条の三十五の規定による水銀濃度の 次の各号に定めるところによる。 測

第十六条の十九・ 五. (略) 第十六条の二十

別表第三の三(第五条の二、 第十六条の十七関係

(略

(略)

2 該施設について法第十八条の二十五の規定による構造等の変更 たしているものとみなすことができる 要件を満たす場合は、 定する排出基準を満たすことをもつて当該施設の排出基準を満 届出を行わない場合に限る。 当該施設のガス状水銀の濃度が前項に規 *ر* ∘ (当該期間におい V ずれ て、 か 当 \mathcal{O}

<u>\</u> (略)

水銀濃度の測定)

及びその結果の記録は、十六条の十二 法第十八 八条の三十の規定による水銀濃度の 次の各号に定めるところによる。 測 定

~ 五. (略)

第

十三

第 +

六条

0

兀

別長第三の三(第五条の二、 条の 簃 **六条の十** 略 一類系

	八	(略)	別表第三
、第十二号若しくは第十三の二号、第八号、第十号、第十号、第十号、第十号、第十号、第三百号。以下「廃棄物処理及び清掃を正さる法律施行令(昭和四十六年する法律施行令(昭和四十六年は廃棄物の処理及び清掃を正対のという。)第七条第一項に規定三十七号)第八条第一項に規定三十七号)第八条第一項に規定三十七号。以下「廃棄物の処理及び清掃が開大は廃棄物の処理及び清掃が開大は廃棄物の処理及び清	令別表第一の一三の項に掲げる廃棄	(略)	表第三の三(第五条の二)第十六条の十一関係
ログラム	三〇マイク	(略)	

令第三百号。以下「廃棄物処理法施関する法律施行令(昭和四十六年政)若しくは廃棄物の処理及び清掃に

るごみ処理施設

(焼却施設に限る。

百三十七号) 第八条第

項に規定す

に関する法律

(昭

和四十 物の

五.

年法律第二年法律第

物 令 略

焼却炉又は

廃棄

別表第

一の一三の

項に 処理

掲

げ る

廃棄

三〇マイ グラム

略

五.

行令」という。)第七条第三号、

第十二号若しくは第十三号の

第十

号の

下欄に 水銀 排出施設 掲げる水銀等の量であることとする。 が、 連続する三年の間継続して次の

二 特定建築材料の除去を行う日 ロ・ハ (略)		の除去を行う日	ニ 特定建築材料の		
ک		前室を設置するこ	の出入口に前室な	のを除く。)	
の出入口に前室を設置するこ		つては、作業場	と。隔離に当たつ	項に掲げるも	
を他の場所から隔離し、作業場		隔離するこ	を他の場所から	次項又は五の	
所(以下「作業場」という。		」という。)	所(以下「作業場	去する作業(
除く。) イ 特定建築材料の除去を行う場		除去を行う場	イ 特定建築材料の	断熱材等を除	
掲げるものを一る措置を講ずること。			る措置を講ずること。	及び石綿含有	
又は三の項に 又はこれと同等以上の効果を有		の効果を有す	又はこれと同等以上	、吹付け石綿	
る作業(次項)いる特定建築材料を除去する		除去するか、	いる特定建築材料を	る作業のうち	
第一号に掲げ一対象となる建築物等に使用さ		に使用されて	対象となる建築物等	第一号に掲げ	
令第三条の四 次に掲げる事項を遵守して作	_	守して作業の	次に掲げる事項を遵	令第三条の四	_
(第十六条の四関係)	別表第七		係)	(第十六条の四関)	別表第七
略)	備考(略)	備考(
(略) (略)	(略)	(略)		(略)	(略)
び次項に掲げるものを除く。)			ものを除く。)	び次項に掲げる。	
出された廃油以外を取り扱うもの及			外を取り扱うもの及	出された廃油以	
ち原油を原料とする精製工程から排			する精製工程から排	ち原油を原料と	
第五号に掲げる廃油の焼却施設のう			廃油の焼却施設のう	第五号に掲げる	
あつて、廃棄物処理法施行令第七条			処理法施行令第七条	あつて、廃棄物に	
自ら産業廃棄物の処分を行う場合で			の処分を行う場合で	自ら産業廃棄物	
○キログラム以上であるもの(専ら			上であるもの(専ら	〇キログラム以	
しくは焼却能力が一時間当たり二〇			が一時間当たり二〇	しくは焼却能力	
が二平方メートル以上であるか、若			ル以上であるか、若	が二平方メート	
に掲げる施設であつて、火格子面積			あつて、火格子面積	に掲げる施設で	

ヘホ 集じん・ 止 た し 場 の材作 措排がたに ことを確認 る 機 が ル 集 使 \mathcal{O} 材 開 料 業 置 気 認 当 れ 開始後速や人物の除去を行れていません。 排気装置 合は 器を用 を講 装置 ある場合に タ ľ 用 開 料 \aleph て 該 められた場合いることが を交換 粉じ、 集じん 業場 の必要な λ す 始 \mathcal{O} 除 排 る場 ずること。 のれ 後 除 去 ^円いることによりな しんを迅速に測定し 直 気装 し、 補 排 に 去 及の · 排 て ち が L 気 集 を 行 ょ 修 び開 所 カュ 異 た場 装置 措 に 置 随 じ り そ 合 を 正 を 行 う 初 前始 常に は、認 常 の時 0 置 気 当 変 日 \emptyset 隔 室 う 前 W 装置 を 該 排 更 離 認 が が及り が 日 及 て 他 15 \mathcal{O} 除 認 L 当 特 を 集じ Ļ 稼 気 使 付 排 \mathcal{O} び \mathcal{O} 当 た場 気装 ず \mathcal{O} 去 \otimes 働 П 用 け 特 該 定 行 必 圧 中 集じ 補を らす で に す 他 た 該 除建つ 要 λ 異 に 断 定 修中れる きおる 必 フ 除 建 去築た な・常保時

> て、 とのし 機 じの材作 合 を 排 器 開 λ 料 他 は 確 気 を粉 始 の場 • \mathcal{O} \mathcal{O} 装 U じ 認 排 後 除に 用 規 必 直ちに 置 L いん 気 速 去お 定 要 ることに 装置 を迅 P を が い に な 正常 異 カュ て 行 ょ 気装 に、 当 常 速 \mathcal{O} う 初 ŋ 置 該がに に 排 日 8 隔 を より定 置除認稼 気 使 \mathcal{O} 7 離 講 去 8 働 口用 当 \mathcal{O} 特 を 補修それた ずるこ

ヘホ

ること。

補

修

そ

他

要ん

な

措 排

置

. の 必 じ こと

を

認が

L

異

常保前

を装置のれる を まずのれる

がた

認れ

場

合

のは確

気

及の

び当

前

室除

負

圧 開

に始

該

去

 \mathcal{O}

15

繁材料をかき つて、特定建 つまを除去	有うす	第一号に掲げ一令第三条の四	
を解くに当たつては、特定建築ハー特定建築材料の除去後、養生イ・ロー(略)	はこれと同等以上の効果を有る特定建築材料を除去するか	対象となる建築物等に使用されて次に掲げる事項を遵守して作業の	(削る) (削る) 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たつては、特定建築材料を除去した部分に特定機があるとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行った上で、特定がんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること。
業であつて、 を除去する作 を除去する作	三のり条うは	第一号に掲げ令第三条の四	
を解くに当たつては、特の 特定建築材料の除去後 (略)	はこれと同等以上のる特定建築材料を除	対象となる建築物等に使力ので掲げる事項を遵守し	ト ハ、二及びへの確認 月日、確認の方法、確認 がびに確認した者の氏名 がびに確認した者の氏名 がでに確認した者の氏名 で工事が終了するまでいて補 場の隔離を解くに当たつ 特定建築材料の除去後 特定粉じんの飛散を抑制 特定粉じんの飛散を抑制 作業場内の特定粉じんを の高こと。

크	
マップ (五 の で と で で で で で で で で で で で で で で で で で	
次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 (ロー により湿潤化すること。 (ロー で規定により特定建築材料を薬をいまする場合を除く。) は 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 (2) 除去する特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 (2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 (2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。	村料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。
新設)	
(新 設)	除者で除去する もの(次項に もの(次項に を握き落とし を を を を を を を を を を を を を を を を と し る も の る も の る も の る も の る も の る も の る も の る も る も
新設)	材料を除去した部分に特定粉じんを処理すること。の特定粉じんを処理すること。

	四	
のすう形「下く仕綿熱、(他る石作二第項る。板石欄。上を材石吹の成綿業号一	令	
か作一等線にご涂含等線付建形をのに号	第三名	
で 一業を 一大 一大 一大 一大 一大 一大 一大 一大 一大 一大	条の四	
	四	
カ ロ イる又い対 定 こ材なの二困を(かす 措はる象 粉石と料いとと解除になる特置に特別	次に担	こと。
じ綿っをとしにな去にの取こ定をれ定な	け	のたたこの定
ん含 薬きて掲とす規方りと建講と建る を有 液は行げきる定法すく材る等材築 比成 等、うる又こすに	る事	特つとの特建 定 代 に お に お お お お お お お お お お お お お お お お
較形 に除作作はとるよこそ料こ以料物	項を	│ じ作、にじ料
多等 りすのに第技の特 ま切 の除に	遵守	ん 業 当 お ん の の 場 該 い を 除
量の 湿る性該三術を定 ま断 効去使にう 潤特質当条上除建 建、 果す用	して	処 内 養 て 清 去 理 の 生 、掃 後
発ち 化定上すの著く築 築破 をるさ 生、 す建適る四し。材 物砕 有かれ	作業	を 清 を 養 す ` 行 掃 解 生 る 作
し特 る築しも第く 当 等等 す で	0)	うそくをこ業
	<u></u>	
	新設	
	(新 新	
	設)	
	фг.	
	(新設)	
	J	

爿	五																				
令第三条の四	(略)																		のを除く。)	項に掲げるも	項まで及び次
しくは囲い込み等を行うか、又はされている特定建築材料の除去岩対象となる建築物等の部分に使用次に掲げる事項を遵守して作業の	(路)	こと。	業場内	行ったときは、当該養生を解く	と。この場合において、養生を	場内の特定粉じんを清掃するこ	ニ 特定建築材料の除去後、作業	液等により湿潤化すること。	② 除去する特定建築材料を薬	こと。	部分の周辺を事前に養生する	(1) 特定建築材料の除去を行う	ること。	ときは、次に掲げる措置を講ず	して行う作業の性質上適しない	に掲げる作業に該当するものと	なとき又は令第三条の四第二号	去することが技術上著しく困難	にあつては、イの方法により除	のとして環境大臣が定めるもの	、又は飛散させる原因となるも
四	111																				
る作業 に る作業	(略)																				
掲の四																					

することあるのは「国へみタ等一	る。この場合において、「除去	イからトまでの規定を準用す	込めを行う場合は、一の項下欄	行う場合又は吹付け石綿の封じ	破砕等を伴うものに限る。)を	等(これらの建築材料の切断、	は石綿含有断熱材等の囲い込み	パ 吹付け石綿の囲い込み若しく	除去すること。	な場合は、当該特定建築材料を	い場合又は下地との接着が不良	接着状態を確認し、劣化が著し	築材料の劣化状態及び下地との	行うに当たつては、当該特定建	ロ 特定建築材料の囲い込み等を		に掲げる事項を遵守すること。	場合は二の項下欄イからハまで┃┃	、これら以外の方法で除去する	掲げる事項を遵守することとし	合は一の項下欄イから卜までに	切断又は破砕により除去する場	る作業 イ 特定建築材料をかき落とし、	断熱材等に係 措置を講ずること。
								(新設)	建築材料を除去すること。	接着が不良な場合は	化が著しい場合、又は	下地との接着状態を確認	該特定建築材料の劣化状態	は封じ込めるに当た	ロ 特定建築材料を囲	، ح	でに掲げる事項を遵守するこ	る場合は二の項下欄	し、これら以外の方法で除去す	に掲げる事項を遵守することと	場合は一の項下欄イ	切断、又は破砕によ	イ 特定建築材料を掻	を有する措置を講ずること。

こはを
こととする。と読み替えるを行う」と、「除去」とあるの
と読み替える

様式第1

ばい煙発生施設設置(使用、変更)届出書

都道府県知事 市 長

併 П

ш

氏名又は名称及び住所並びに 法人にあつてはその代表者の 氏名

프

届出者

大気汚染防止法第6条第1項(第7条第1項、第8条第1項)の規定により、ばい煙発生施設

について、次のとおり届け出ます。

所在地 ばい煙発生施設の ばい煙発生施設の 種類 ばい煙発生施設の 工場又は事業場の ばい煙の処理の方 使用の方法 工場又は事業場の 別紙3のとおり。 別紙2のとおり。 別紙1のとおり。 ※ 論 ※審 街 結 ※ 機 ※瓶設番号 ※受理年月日 型 쒀 淅 账 亨 伟 Н Ш

無光 1 ばい煙発生施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる項番号及び 名称を記載すること。

- ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規

変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させ

5 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法 格A4とすること。

人にあつてはその代表者)が署名することができる。

様式第1

ばい煙発生施設設置(使用、変更)届出書

都道府県知事 市 長 礟

届出者 氏名又は名称及び住所並びに 法人にあつてはその代表者の 氏名

프

併

Ш

ш

について、次のとおり届け出ます。 大気汚染防止法第6条第1項(第7条第1項、第8条第1項)の規定により、ばい煙発生施設

工場又は事業場の		>> # 量 # □			
名称		深筆 珪 畓 亐			
工場又は事業場の		小 五 油 左 日 口	Ĥ	П	
所在地		※文理年月日	Ħ	Д	П
ばい煙発生施設の		小牛 計 本 口			
種類		※地 政 笛 ち			
ばい煙発生施設の	थर्ग्र प्राप्त प्राप्ता	※			
構造	別称エツとわり。	% 番 追 和 米			
ばい煙発生施設の	था २५ १ ८८ छ प्रजात				
使用の方法	別紙2のとわり。				
ばい煙の処理の方	पर्दर्भ ८ ५ म्हात	<u>ا</u>			
法	別様なのろんもり。				

- 備考 1 ばい煙発生施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる項番号及び 名称を記載すること。
- ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させ
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規 格A4とすること。
- 5 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法 人にあつてはその代表者)が署名することができる。

ばい煙発生施設の構造

		英								烘		闸	着	熨	8	工場
	头	JA,	荺	焼		触匆	痰	火格	原	燃料	ħ	\mathbb{H}	#		称	₃ 又は
· 录	~		奫			非に作	圧 器	}子面	类	料の		퐲	4	川	,	事業
源口	7	流	施	劫		す着っ	9	積又(0) ,	燃 焼	熱	始	4.		及	業場に
· 爺	O	谷	機の	能		するも	定 格	は羽に	処 理	ء	面	4	定	年	7	77
繿	動	401	谷	ਧੰਧ		景素が	谷谷	利面 ほ	里 能	力 (重	<u>=1</u>	定	年		Ç	おける
能力	力	岬	一里	力		り燃め	量 (火格子面積又は羽口面断面積		(油換	積	年	月	月	型	施設
(kg/h)	$(\underline{k}\underline{W})$	$(\underline{k}\underline{A})$	(<u>m</u> ³)	力 (<u>kg/h</u>)	(kg/h)	触媒に付着する炭素の燃焼能力	(kVA)	(m ²)	力 (<u>t/h</u>)	(重油換算 <u>L/h</u>)	$(\underline{\mathbf{m}^2})$	Я I		_	uı	維
b)				<u>h</u>)		Ĺ)	<u>1</u>)			Ш	ш	共	号
												年	年	年		
													,,,,	,,,,		
												Я	月	月		
												ш	ш	ш		
												年	年	年		
												Н	Я	Я		
												ш	ш	ш		

備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の中欄に掲げる施設の当該下欄に規定 する項目について記載すること。
- 3 ばい煙発生施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本産業規格A4の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。

別紙 1

ばい煙発生施設の構造

	模							进		東	推	熨	8	ΙĮ	
头	曲	乾	熱	触 媜	変	大	戸	燃	币	用	#		杨	\bowtie	
4	 .	燥	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	某にた		各子面	本		MAI	開 3	7	置	21	#	
γ,	流		期	一番す	9	債又は		焼	熱		ቯ	年	及	華	
0	谷	9	ء	る炭	夲	別口間	曲	力	面	'定		ţıı	Ç	5;	
		谷		素の療	容量	面断面	治	(重油割		年	#1	Я	五	Ø	
			力 (kg	&焼能 (kg/l	(<u>K</u> V		力 (<u>t</u>	<u></u> 與算 ω		Я	Я		阻	型	
(W)	(<u>A</u>)	1 ³)	<u>/h)</u>	力 (<u>r</u>	(<u>A</u>)	1 ²)	<u>(h)</u>	(h)	1 ²)	Ш	Ш	Ш	共	中:	
										白	丘	白			1
										Я	月	A			
										П	П	П			
										年	年	年			
										Я	月	月			
										ш	ш	ш			
	ソプ	電 流 容 量 ボ ン プ の 動 力	乾燥施設の谷量 満 流 谷 量 ガ ソ プ の 動 カ	焼 均 前 力 乾燥施設の容量 満 容量 ポンプの動力	無媒に付着する炭素の燃液 (k) 焼 却 能 力(乾 燥 施 設 の 容 量 電 流 容 量 ボ ン ブ の 動 力	変圧器の定格容量(上無媒に付着する炭素の燃焼 無媒に付着する炭素の燃焼 焼 切 能 力(上 焼 切 能 力(上 焼 切 能 力(焼 切 部 力 軽 減 窓 の 雪 ボ ン プ の 動 力	火格子面積又は羽口面断面積変圧器の定格容量(上触媒に付着する炭素の燃焼焼 機嫌に付着する炭素の燃焼焼 焼 却 能 力の客量 乾燥施設の容量 電流 溶 量 ボ ン プ の 動 力	原料の処理能力	燃料の燃焼能力(重油 原料の処理能 火格子面積又は羽口面断面 変圧器の定格容量 触媒に付着する炭素の気 態媒に付着する炭素の気 糖媒に付着する炭素の気 が、却、能 乾燥施設の容 電、流、容	伝 熟 面 燃料の燃焼能力(重油 原料の処理能 火格子面積又は羽口面断面 変圧器の定格容量 機媒に付着する炭素の 糖媒に付着する炭素の 糖媒に付着する炭素の が、 カ	田 開 始 予 定 年 月 日 年 月 日 年 月 伝 熱 面 積 (m²) 燃料の燃焼能力(重油換算1/h) 原 料 の 処 理 能 力(t/h) 火格子面積又は羽口面断面積 (m²) 変圧 器 の 定 格 容 量 (KVA) 触媒に付着する炭素の燃焼能力(kg/h) 焼 却 能 力(kg/h) 焼 塊 施 設 の 容 量 (m³) 乾 燥 施 設 の 容 量 (xA) ボ ン プ の 動 力 (xw)	手 予 定 年 月 日 年 月 日 年 月 田 開 始 予 定 年 月 日 年 月 日 年 月 伝 熱 面 積 (m²) 燃料の燃焼能力(重油換算4/h) 原料の処理能力(t/h) 火格子面積又は羽口面断面積 (m²) 変圧器の定格容量(KVA) 触媒に付着する炭素の燃焼能力(kg/h) 焼 却 能 力(kg/h) 焼 燥 施 設 の 容 量 (m³) 乾 燥 施 設 の 容 量 (xA) ボ ン プ の 動 力 (xw)	置 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 明 始 予 定 年 月 日 年 月 日 年 月 日 日 年 月 日 日 明 始 予 定 年 月 日 日 日 日	称 及 び 型 式 電 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 期 始 予 定 年 月 日 年 月 日 年 月 日 期 始 予 定 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 解 の 燃焼能力(重油換算 1/h) 原 料 の 処 理 能 力 (1/h) 火格子面積又は羽口面断面積 (m²) 変圧 器 の 定 格 容 量 (KVA) 触媒に付着する炭素の燃焼能力 (18/h) 焼 却 能 力 (18/h) 焼 燥 施 設 の 容 量 (m³) 乾 燥 施 設 の 容 量 (xA) で 電 流 容 量 (xA)	場又は事業場における施設番号 常及び型式 置年月月日年月日年月日年月 手予定年月日年月日年月日年月日年月日 付割 対 予定年月日年月日年月日年月日年月月日年月月日年月日年月日年月日年月日年月日年月日年月

備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の中欄に掲げる施設の当該下欄に規定する項目について記載すること。
- 3 ばい煙発生施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本産業規格A4の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。

The state of the s	で 椰子 苳 (m³/h)	上物(容量比	鉛及びその化合物 (mg/m²)	弗素、弗化水素及び弗 化珪素 (mg/m³)	水素 (<u>mg/m³</u>)	塩素 (mg/m³)	びその化	いおう酸化物(容量比 _月 ppm)	ばいじん (g/m³) 貞	排出ガス中の酸素濃度 (%)	排出ガス温度 (°C)	乾き」	排出ガス量 (m³/h) 湿 り	混焼割合	通常の使用量	然	燃料中の成分割合(%)	種類	限る。) 1 日の使用量	_	生に影響の 原材料中の成分割合 1	(ばい煙の発 使 用 割 合	原材料 種 類	季 節 変 動	使用状況 使用日数等	1日の使用時間及の月
	海斯 大場	最大 通常	最大 通常	最大通常	最大 通常	最大 通常	最大 通常	最大 通常	最大 通常			最大 通常	最大 通常				灰分 いおう分 窒素分			カドミウム分 弗素分	いおう分 鉛分				時間/回 回/日 日/月	4
	景大 通常	最大 通常	最大 通常	最大 通常	最大 通常	最大 通常	最大 通常	最大 通常	最大 通常			最大 通常	最大通常				灰分 いおう分 窒素分			ウム分	いおう分 鉛分				時間/回 回/日 日/月	4

2 重量比%又は容量比%の別を明らかにすること。 原材料中の成分割合(%)の欄及び燃料中の成分割合(%)の欄の記載にあたっては、

輸

状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。 の項において「標準状態」という。)における量に、ばい煙の濃度については、標準 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。 排出ガス量及びばい煙量については、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態(こ

ばい煙の濃度は、ばい煙処理施設がある場合は、処理後の濃度とすること

参考事項の欄には、ばい煙の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中

ほか、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関又はガソリン機関については、常用又 の排出量の変動の状況、窒素酸化物の発生抑制のために採っている方法等を記載する

は非常用(専ら非常時において用いられるものをいう。)の別を明らかにすること。

ばい煙の濃度 参考事項 排出ガス中の酸素濃度 (%) 排出ガス量 が煙量 出ガス温度 (°C) (Nm^3) カドミウム及びその化最大 塩素 (mg/Nm³) 窒素酸化物(容量比 鉛及びその化合物 弗素、弗化水素及び弗 塩化水素(mg/Nm³) 合物(mg/Nm³) いおう骸化物(浴量片 ばいじん(g/ Nm³) ハおう酸化物 (Nm³/h) |最大 þ 9 樊 麻 過衷 \equiv 贵大 最大大大 最大 最大 通常 大場 最大 最大 最大 東大 最大 通常 通常 通常

通常

通常

通訊

通常

備光 重量比%又は容量比%の別を明らかにすること。 原材料中の成分割合(%)の欄及び燃料中の成分割合(%)の欄の記載にあたっては

通闸

2 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。 3 ばい煙の濃度は、はさガス中の濃度とすること。 4 参考事項の欄には、ばい煙の排出状況に乗112~ ばい煙の濃度は、ばい煙処理施設がある場合は、処理後の濃度とすること。

は非常用(専ら非常時において用いられるものをいう。)の別を明らかにすること。 の排出量の変動の状況、窒素酸化物の発生抑制のために採っている方法等を記載するほか、ガスターピン、ディーゼル機関、ガス機関又はガソリン機関については、常用又 参考事項の欄には、ばい煙の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中 別紙2

使用状況

使用日数等

哥

描 靊 1 日の使用時間及び月

回人田

47

-回用

時間/回

H/H 郡

あるものに限る。)

9

魚

燃料中の成分割合(%)

灰分 いおう分 窒素分

区分

いおう分 窒素分

生に影響の 原材料

 原材料中の成分割合 いおう分
 鉛分

 (%)
 カドミウム分 弗素分

カドミウム分 いおう分

鉛分 弗素分

(ばい煙の発

工場又は事業場における施設番号 ばい煙発生施設の使用の方法

24

別紙3

場における施設番号

ばい煙処理施設の種類、

名称及び形式

圃

月 月

4

併

年年

併

 \equiv

噩

始

年定予

压

併

Ш

年年年

ш ш

排出ガス量 (<u>m³/h)</u>

最通

乖

排出ガス温度 (°C)

処 理 前 処 理 後 処理に係るばい煙発生施設の工場又は事業

施設番号

|ばい煙処理施設の工場又は事業場における

ばい煙の処理の方法

Ł

窒素酸化物(容量比 処 理 前 ppm)処 理 後

ぼい煙量

いおう製化物 (m³/h)

表 処理前 大 処理後 第 処理前 承

化珪素 (mg/m³)

鉛及びその化合物処理前

処 理 後

需

9

Ŕ

¥

無

 (mg/\underline{m}^3)

処理前 処理後

輸

弗素、弗化水素及び弗

9 処理前 処理後 渵

カドミウム及びその化 合物 (mg/<u>m³</u>)

処理後 2.処理前

処 理 後

ppm)

いおう酸化物 (容量比 処 理 前

通いよ

**

 (mg/\underline{m}^3)

処 理 前 処 理 後 処

ばいじん (g/<u>m³</u>)

処理前 処理後

別紙3

ばい煙の処理の方法

高さ Ho (m) 排出口の高さ He (m)		(水 / 本) 節 変 動	用 1口の使用時間及び月使用口数等 時間/回 回/日 日/月 時間/回	田 10分析田田田五元75日併田口巻年	室 素 酸 化 物	② 鉛 及 び そ の 化 合 物	∞ 弗素、弗化水素及び弗化珪素	樹	効	集 カドミウム及びその化合物	捕いおう酸化物	ば い じ ん
			日/月									

痲

- 2 排出ガス量及びばい煙量については、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態(この項において「標準状態」という。)における量に、ばい煙の濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
- 3 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 4 補正された排出口の高さ He は、大気汚染防止法施行規則第3条第2項の算式により算定すること。
- 5 ばい煙処理施設の構造図とその主要寸法を記載した概要図を添付すること。

,	Ã	5	に	r	
1	11	おう	酸(化物	
集	カド	ミウム及びその化合	びその	化合物	
※	益			無	
**	禉	化	水	無	
%)	弗素	、弗化水素及び弗化珪素	₹及び弗	化珪素	
(鉛	及 び そ	の 化	合物	
	御	素酸	色化	物	
使用	1 H	1日の使用時間及び月使用日数等	び月使用]日数等	
· 茨	条	節	效	動	
排出口の実高さ Ho	り実高 :	₹ Ho (m)			
補正され	1た排	補正された排出口の高さ He (m)	e (m)		
排出速度 (m/s)	₹ (m/s	30			

備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には 設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月 日の欄に、それぞれ記載すること。原材料中の成分割合(%)の欄及び燃料中の成分割合(%) の欄の記載にあたっては、重量比%又は容量比%の別を明らかにすること。

- 2 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 3 補正された排出口の高さHe は、大気汚染防止法施行規則第3条第2項の算式により算定す ステナ
- 4 ばい煙処理施設の構造図とその主要寸法を記載した概要図を添付すること。

様式第2の2

揮発性有機化合物排出施設設置(使用、変更)届出書

都道府県知事 市 長 礟

Ш Ш

届出者 氏名又は名称及び住所並びに 法人にあつてはその代表者の 氏名 哥

揮発性有機化合物排出施設について、次のとおり届け出ます。 大気汚染防止法第17条の5第1項(第17条の6第1項、第17条の7第1項)の規定により、

##					
	揮発性有機化合物の処理 の方法	揮発性有機化合物排出施 設の構造及び使用の方法	揮発性有機化合物排出施 設の種類	工場又は事業場の所在地	工場又は事業場の名称
	別紙2のとお り。	別紙1のとお り。			
计 上层光池计	※備 考	※審査結果	※施設番号	※受理年月日	※整理番号
ロマニシヴォナベル				年	
+				Я	
Arte 1					
体・ラー・・				Ш	

備考1 揮発性有機化合物排出施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の2に掲げ る項番号及び名称を記載すること。

- ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させる
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A4とすること。
- បា 人にあつてはその代表者) が署名することができる 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法
- 排出ガスを処理施設において処理していない場合には、別紙2の届出は必要ない。

6

様式第2の2

揮発性有機化合物排出施設設置(使用、変更)届出書

| 都道府県知事 | |市 郷

届出者 氏名又は名称及び住所並びに 法人にあつてはその代表者の 氏名

併

Ш

Ш

판

大気汚染防止法第17条の5第1項(第17条の6第1項、第17条の7第1項)の規定により、

揮	揮発性有機化合物排出施設について、次のとおり届け出ます。	ついて、次のとおり)届け出ます。			
	工場又は事業場の名称		※整理番号			
	工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年	月	П
	揮発性有機化合物排出施 設の種類		※施設番号			
	揮発性有機化合物排出施 設の構造及び使用の方法	別紙1のとおり。	※審査結果			
	揮発性有機化合物の処理 の方法	。 り。 はそのと我	※編			
, the the		in the second of			The delica is	

備考1 揮発性有機化合物排出施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の2に掲げ る項番号及び名称を記載すること。

- ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させる
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A4とすること。
- 人にあつてはその代表者)が署名することができる 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法
- 排出ガスを処理施設において処理していない場合には、別紙2の届出は必要ない。

6

Ω

揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法

													_	No	TIM!	11	TIII!	_
解 発 発	使用-	出制	日数				1%	砗	ì	規					銰		設番	100
在 在 上 出 出 出	する: の種類	ガス圭	郷	の使	绤	積	空空	揮豸		手作		送作	開		圌	柊	型	X
i 蒸 /	主な打	計 (m		基型		(m ³)	でにま	各柱 4		虱機(小機 (治子	· 定	年	及		世来
(元) (京) (京)	軍発/	³/h)		型及			をする	盲機/		排の		が送	定	年		Ğ		W (
を 類 類	生有村			び月(20世で	下 心 4	(m ³ /	風能	(m ³ /	風能	丰月	Д	ш	型		一後人に 中米後によりの周
更(※ 分			进用	\sim		画の	物が	/h)	力	/h)	力	Ш	Ш	Ш	共		の音
			時間															
			一 回															
				平									4	4	4			
				>									ŢII.	Ţn	Ţn			
			Ш										用	Н	П			
			H	ሞ									ш	ш	ш			
			亚															_
																		
			1	4#·									年	年	年			
													Д	Д	Д			
			/用	罪									ш	ш	ш			
	揮発性有機化合物濃度 (容量比 ppm (炭素換算))	使用する主な揮発性有機化 合物の種類 揮発性有機化合物濃度 (容量比 ppm (炭素換算))	排出ガス量 (m²/h) 使用する主な揮発性有機化 合物の種類 揮発性有機化合物濃度 (容量比 ppm (炭素換算))		度用 時~ 時 時~ 時~ 機化			50面 支用 時間/回回/日日/月時間/回回/日日/月 機化	95点 50面 50面 50面 度 度用 時一回 回/日 日/月 時間/回 回/日 日/ 後化	(b) (b) (b) (b) (b) (c) (d) (e) (e) <	カ (h) (h) (h) (h) (h) (h) (h) (h)	1)	カ カ か か り り 世 世 世 世 世 世 世 世 世 一 世 一 世 一 し し の が に の は の に は の に 。 に の に の に 。 に 。 に の に の に の に の に の に 。 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	日 年 月 日 年 月 力	日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 5	日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 力 力 日 年 月 日 年 月 (b) (b) (c) 日 日 年 月 日 <	株 及 び 型 式 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	番号 一部 及 び 型 式 一章 年 月 日 年 月 日 年 月 田 明 始 予 定 年 月 日 年 月 日 年 月 田 明 始 予 定 年 月 日 年 月 日 年 月 田 明 始 予 定 年 月 日 年 月 日 年 月 (元²/h) 様 風機の排風能力 (元²/h) 種 (血²/h) 2 写(に接する面の面 積 (血²/h) 2 写(に接する面の面 積 (血²/h) 2 写(に接する面の面 積 (血²/h) おの種類 地 (元素検算)) 一部

備考1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定 年月日の欄に、それぞれ記載すること。 ? 規模の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の2の中欄に掲げる施設の当該下欄に規 定する項目について記載すること。

揮発性有機化合物排出施設の構造及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

排出ガス量は、湿りガスであつて、最大のものを記載すること。

ω 4 ro

ものとする。 排出ガス量については、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態における量に換算した

6 揮発性有機化合物排出施設が貯蔵タンクである場合には、排出ガス量の欄には記載しな

揮発性有機化合物濃度は、湿りガス中の濃度とすること。

揮発性有機化合物濃度は、揮発性有機化合物の処理施設がある場合には、処理後の濃度

9 参考事項の欄には、揮発性有機化合物の排出状況に著しい変動のある施設についての一 出ガスを処理施設において処理しているものを除く。) 等を記載すること。 工程中の排出量の変動の状況、揮発性有機化合物の排出の抑制のために採つている方法(排

揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法

備考1 設置届出の場合には着	参 考 事 項	揮発性有機化合物濃度 (容量比ppm (炭素換算))	使用する主な揮発性有機化 合物の種類	排出ガス量 (<u>Nm³/h</u>)	日数等	1日の使用時間及び月使用	容 量(kl)	積 (<u>m</u> 3)	空気に接する面の面	# 揮発性有機化合物が	(<u>m</u> ⁸ /h)	規 排風機の排風能力	$(\underline{\mathbf{m}^3/\mathbf{h}})$	送付機の送風能力	使用開始予定年月日	着手予定年月日	設置 年月日	名称及び型式	設番号	
設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、					時間/回 回/日 日/月	時~ 時									年 月 日	年 月 日	年 月 日			
.年月日の欄に、使用届出の場合に					時間/回 回/日 日/月	時~ 時									年 月 日	年 月 日	年 月 日			

年月日の欄に、それぞれ記載すること。 は設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定

定する項目について記載すること 規模の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の2の中欄に掲げる施設の当該下欄に規

3 揮発性有機化合物排出施設の構造及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

4 排出ガス量は、湿りガスであつて、最大のものを記載すること。 5 揮発性有機化合物排出施設が貯蔵タンクである場合には、排出ガス量の欄には記載しな

6 揮発性有機化合物濃度は、湿りガス中の濃度とすること。7 揮発性有機化合物濃度は、揮発性有機化合物の処理施設がある場合には、処理後の濃度

8 参考事項の欄には、揮発性有機化合物の排出状況に著しい変動のある施設についての一 出ガスを処理施設において処理しているものを除く。) 等を記載すること。 工程中の排出量の変動の状況、揮発性有機化合物の排出の抑制のために採つている方法 (排

揮発性有機化合物の処理の方法

							г		
ì	船 七	崖	渔	魚	淮	罚	揮発 名称	処理 設の 号	揮発又は
処		- 揮	排出	用期	#	圖	揮発性有機化 名称及び型式	に工産機	性有 事業は
曲		· 	ゴガス	月始	4	imin	機力	る揮3	聚化る場合は
HIII	ָּ ב קי	揮発性有機化合物濃度(容量ル nom (農素	排出ガス量 (<u>m³/h</u>)	4	压	年	物の	16性 有 業場	揮発性有機化合物の処理施記 又は事業場における施設番号
绞		m s f f f f	n ³ /h)	压	平		処理!	蒸売がた)処理 施設者
掛				年 月	Д	月	施設の	合け物る	超過過程
(%)	処理後	処理前		ш	ш	Ш	揮発性有機化合物の処理施設の種類。 名称及び型式	処理に係る揮発性有機化合物排出施 設の工場又は事業場における施設番 号	揮発性有機化合物の処理施設の工場 又は事業場における施設番号
_	**	<u></u>					<i></i>	省 4	<u> </u>
				中	年	年			
				Я	Я	Я			
				ш	ш	Ш			
				中	年	年			
				Э	Я	Я			
				ш	ш	Ш			
<u></u>					<u> </u>				

備考1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合に 年月日の欄に、それぞれ記載すること。 は設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定

- 排出ガス量は、湿りガスであつて、最大のものを記載すること。
- 揮発性有機化合物濃度は、湿りガス中の濃度とすること。
- 揮発性有機化合物の処理施設の構造及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること

別紙 2

年 月 年 月 年 月 日 年 月 月 日 日 年 月 日 日 日 日 日 日	1 日及CV使用開放	備考1 設置届出の場合には着手予定年	り 処 理 効 率(%)		理	処 排出ガス量 (Nm ³ /h)	使用開始予定年月日	着手予定年月日	設置年月日	揮発性有機化合物の処理施設の種類、 名称及び型式	処理に係る揮発性有機化合物排出施 設の工場又は事業場における施設番 号	又は事業場における施設番号
月月月月月月月月月日日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年	月日及び使用		- Kr	<u>—</u> 1		年	年	年	-	771. (22)	
	月日の横に、 年 年 年 年 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	開始予定年										

- は設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定 年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 排出ガス量は、湿りガスであつて、最大のものを記載すること。
- 揮発性有機化合物濃度は、湿りガス中の濃度とすること。
- 4 揮発性有機化合物の処理施設の構造及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること

様式第3

一般粉じん発生施設設置(使用、変更)届出書

都道府県知事 市 長 郷

併 Ш

Ш

氏名又は名称及び住所並びに 法人にあつてはその代表者の 氏名

프

届出者

氏名又は名称及び住所並びに 法人にあつてはその代表者の 氏名

田

 \mathbb{H}

Ш

届出者

大気汚染防止法第18条第1項(第18条第3項、第18条の2第1項)の規定により、一般粉じ

5	ん発生施設について、次のとおり届け出ます。	うり油り出よう。				,
	工場又は事業場の名称		※整理番号			
	工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年	Я	ш
	一般粉じん発生施設の種 類		※施設番号			
	一般粉じん発生施設の構造が近には、	別紙1から別紙	※審査結果			
	垣並いに使用及い音 4mの 方法	4のとおり。	※備			

編表 及び名称を記載すること。 一般粉じん発生施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる項番号

- ※印の欄には、記載しないこと。
- 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させ
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規 格A4とすること。
- 人にあつてはその代表者)が署名することができる。 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法

様式第3

般粉じん発生施設設置(使用、変更)届出書

都道府県知事 市 長 礟

大気汚染防止法第18条第1項(第18条第3項、第18条の2第1項)の規定により、一般粉じ

7.光日海叉で ノ・ハ・スツのきン油で日みず。	ン 注ご Eチェ。				
工場又は事業場の名称		※_整理番号			
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	丰	月	Ш
一般粉じん発生施設の種 類		※_施設番号			
一般粉じん発生施設の構造が発生が発生の構造が	別紙 1 から別紙	※審査結果			
	4のとおり。	※備 考			

備兆 及び名称を記載すること。 一般粉じん発生施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる項番号

- ※印の欄には、記載しないこと。
- **は**ること。 変更の届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照さ
- 格A4とすること。 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規
- 5 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法 人にあつてはその代表者)が署名することができる

般粉じん発生施設(コークス炉)の構造並びに使用及び管理の方法

無光																
ž 1	参考 事項	消化作業	採	RCE		蛛	尿作	採	模		燕	庚	淮	燙	*	上場
設置届出		—·般粉 [送風機	集ご	一般粉1	送風機	集ご	一般粉1	炭	合	原料	用 開	手手	圃	称	揚又は事業場における施設番号
りの場合に		ごんの処理	の原	と 藤	じんの処理	の原	~	じんの処理	化	室	の処理	始 予		年	及(湯湯にお
設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、		般粉じんの処理装置の種類・型式	動機出力	效	般粉じんの処理装置の種類	動機出	效	般粉じんの処理装置の種類・型式	時	,,	能力	定年	年 月	月	び 型	ける施言
三年月 日及		質・型式	力 (kW)	率 (%)	頁・型式	力 (<u>kW</u>)	率 (%)	頁・型式	間 (<u>h</u>)	数	(<u>t</u> ∕∃)	月日	ш	Н	共	受番号
び使用開始												年	年	年		
台予定												Я	Я	月		
年月日												Ш	ш	Ш		
												年	年	年		
吏用届												Я	Я	月		
使用届出の場合												Ш	ш	Ш		

2 参考事項の欄には、ガイド車の走行する炉床の強度、ガイド車の軌条の幅員等につい 予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。 には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始

て記載すること。

構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの処理又は防止のための装置(フードを含む。)の

別紙1

一般粉じん発生施設(コークス炉)の構造並びに使用及び管理の方法

参考 頁	消化作業	を 業		辮	民作	袱	模		規	使)	着	燙	名	工場	
	一般粉じんの処理装置の種類・型式	風機の原動機出力	一般粉じんの処理装置の種類・型式	送風機の原動機出力(1	集じん機効率(一般粉じんの処理装置の種類・型式	炭 化 時 間		原料の処理能力(セ/	用開始予定年月	手 予 定 年 月	置年月	称及び型	又は事業場における施設番	
	型式	(<u>kW</u>)	型式 (%)	(<u>kW</u>)	(%)	型式	$(\underline{\overline{\mathbf{h}}})$	数	(日)	日 年 月 日	日 年 月 日	日 年 月 日	共	中	
										年 月 日	年 月 日	年 月 日			

備光 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合 予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。 には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始

2 参考事項の欄には、ガイド車の走行する炉床の強度、ガイド車の軌条の幅員等につい て記載すること。

3 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの処理又は防止のための装置(フードを含む。)の 構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

般粉じん発生施設(堆積場)の構造並びに使用及び管理の方法

Ī	¥	方	0	曲	叫		7 1	¥	#	魚		堆積 積量	蕪	規	使	善	蒙	₩	器工
その他	% □	ÆE	作	费	嶶	ᄴ	防じ	*		费	堆積場がそ 築物の概要	物の種	華	固	用 開	手	圃	柊	
方	方	装置	散	桜置	装置の	薬	んカバ	散 7	機圖	装置の	堆積場がその中に設置 築物の概要	堆積物の種類、性状及び通常の年間延べ堆 積量 (<u>t</u> /年)	積		始予	予 定	年.	及	又は事業場に
		の種類	市の	の能	種類・	の種類	1	水	の能	種類・	中に設置さ	及び通常の	牆		定	宦 年		Ğ	こおける
		• 型	方	力 (<u>m³/h</u>)	型式・基	· 名	設置状	方	力 (<u>m³/h</u>)	型式・基	されている建	の年間延べ増 (<u>t</u> /年)	力	積	年 月	Я	Я	型	施設番号
法	衎	共	拼	<u>h</u>)	基数	柊	況	衎	<u>h</u>)	基数	量	ベ権(年)	<u>(t)</u>	(<u>m</u> ³)	П	Ш	ш	커	华
															年 月 日	年 月 日	年 月 日		
															年	年	年		
															月 目	月 日	月日		

金光

1 設置届

3 散水の方法、薬液散布の方法、締固めの方法及びその他の方法の欄には、実施の量(た

とえば散水の場合は水量 L/t)、実施頻度等を記載すること。

4 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。 5 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの飛散防止のための装置の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

5	
쁘	
淮	
N	

		一般粉じ	般粉じん発生施設	設 (堆積場)	1	の構造並びに使用及び管理の方法	こ使用及	び管	理の方法		
上端	又は事	又は事業場に	# #	る施設番	奉中						
名	称	及	ũ	型	共						
缋	圃	ž	年	Я	Ш	丰	Я	П	年	Я	Ш
推	#	ž	定年	Д	ш	年	Я	Ш	年	Д	ш
使 用	月開	始	予 定	年 月	ш	年	月	П	年	月	Н
規	画			積	(m^3)						
英	堆	積	譜	力	(<u>t</u>)						
堆積物 積量	堆積物の種類、 積量		及び通常	性状及び通常の年間延べ堆 (<u>t</u> /年)	(年)						
I	堆積場がそ 築物の概要	がその『概要	中に設置	堆積場がその中に設置されている建 築物の概要	る建						
魚	费	装置の	種類・	型式・	基数						
#		報圖	の能	力 (<u>m³</u> ,	3/h)						
₩ 	*	散	* 0	方	拼						
	防じ	んカバ	1	設置状	Ÿ.						
	揪	薬 淡	の種	類・名	棒						
III)	滚	装置の	置の種類・	型式・	基数						
曲	费	滋圖	の能	力 (<u>m³</u> ,	<u>h</u>)						
9	在	散っ	布の	方	拼						
±	維田	滋圖	の種 3	類・型	共						
拼 	8₽	方			拼						
	その他	方			拚						

備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
2 推積物の種類、代状及び通常の年間近く推積量の欄には比重、粒度、水分値の概数及

び通常の年間延べ堆積量について記載すること。

3 散水の方法、薬液散布の方法、締固めの方法及びその他の方法の欄には、実施の量(た

とえば較水の場合は水量2/t)、実施頻度等を記載すること。 4 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。 5 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの飛散防止のための装置の構造とその主要寸法を 記入した概要図を添付すること。

一般粉じん発生施設(コンベア)の構造並びに使用及び管理の方法

	雅 水 で	<i>t</i>	9	曲	聊	Ç X	# H	東田		運搬	3	益		規	闸	維	型	名	工場
(V		防じ	*		費	姦	ک ر ا	無言	単数を	運搬物の種類、	崖	ベド	基 連	ベルト幅 (<u>m</u>)	用開	#	置	称	又は
には設置年月日の欄に、	ガルカー	んカノ	運搬量当た	装置	装置	送風機	集じ	集じ、	ベアがそりの類関	頁、性状	搬	ト又はバ	0	· 幅(cm)	始	4		及	事業場
の護門、	が	× - 0	当たり	の能	の種	送風機の原動機出力	そ 機	ろ 痿 の	コンベアがその中に設置されている 建築物の概要	性状及び通常の月間運搬量 (<u>t/h)</u>	能	4	長 さ (又はバケ	予定	定年	年	Č	におけ
変見 一次 更届	· 	設置:	り散水量	力	類 •	機出力	效	種類·	置され	の月間	力(ットのi (m)	(<u>m</u>) ×基	৺	年 月	: 月	Я	型	る施設
ジュート 12 日本) で1900年 1 年 12 日で1801年、 と00年日で参り 変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始 い、ともしま	第 日 日 日 ス	状 況	(<u>L/t)</u>	(<u>m³/h</u>)	型式	(<u>kW</u>)	率 (%)	型式	ている	重搬量 (<u>t/h)</u>	$(\underline{\mathrm{t/h}})$	速度 n/分)	麥	卜内容積	ш	Ш	П	共	番号
では設	が一番														年	年	年		
置年月日															Э	Я	Я		
· · · · · ·	THE THE STATE OF T														ш	П	Ш		
:予定年J	9														单	年	年		
9月及び															Э	Я	Я		
使用開	新田田 田田 田田 田田 田田 田田 田田 日 の 本 小														ш	ш	ш		

放める名	方 防じんカバーの設置状況	の 水 運搬量当たり散水量 (<u>0/t</u>)	理 装 置 の 能 力 (<u>m³/h</u>)	管散装置の種類・型式	A 集 じ ん 機 効 率(%)	コンベアがその中に設置されている 健築物の概要	運搬物の種類、性状及び通常の月間運搬量 (t <u>/</u> h)	運 搬 能 カ (t/h)	ベルト又はバケットの速度 (m/分)	単 基 の 長 さ (m) ×基 数	ペルト幅 (cm) 又はバケット内容積 規 (m³)	使用開始予定年月日 年 月	着手予定年月日年月	設 置 年 月 日 年 月	名 称 及 び 型 式	工場又は事業場における施設番号	一般をした光生過段(コン・ソ)の毎回当りで使用及の音組の方法
												日年	日年	日年			メン、自生シング
																	1

備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合 には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始 予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。

構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの処理又は防止のための措置(フードを含む。)の

3 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの処理又は防止のための措置(フードを含む。)の

その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。

予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

別紙3

ш ш

一般粉じん発生施設(破砕機、摩砕機、ふるい)の構造並びに使用及び管理の方法

別紙4

工場又は事業場における施設番号 名 称 及 び 型 式 設 置 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 模 月 日 報 月 日 年 月 日 模 月 日 模 月 日 報 月 日 報 月 日 模 月 日 校 機 区 心 機 勿 華 (%) 及び 値 変 (%) 基 模 じ 心 機 勿 華 (%) 基 模 じ 心 機 勿 華 (%) 基 模 じ 心 機 勿 華 (%) 数 置 の 能 力 (企/立) 法 技 値 ひ ん カ バー の 設 置 状 況 を 処理量当たり散水量 (上/立) 法 技 値 方 には設置年月日の欄に、変更届出の場合には巻手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、それぞれ記載すること。		編光				—— 曲 e		- W	—— 第 표		-	(A)	模	規	魚	推	受	名	Н
(土事業場における施設番号 (本) 及 び 型 式 (世 年 月 日 年 月 日 年 月 日 (中 月 日 年 月 日 (中 月 日 年 月 日 年 月 日 (中 月 日 年 月 日 年 月 日 (中 月 日 年 月 日 年 月 日 (中 月 日 年 月 日 年 月 日 (中 月 日 年 月 日 年 月 日 (本) (上) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)		F	みの名				-				後数	理対象 通常)				#		*	
場における施設番号 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日	年月日のの他の権	置届出。 設置年月		5~		辮	1			無	特機、摩ね 置されて	物の種類	温	鰲		4	置		は事業
ける施設番号		の場合に					9	1機の原		を藤	粋機又は いる建第	質及び通	能	冶		定	年	·	施にお
設番号 年 月 日 年 月 日 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月	それぞれ 数水等と	は着手子に、変更		翠	り散水量		攤	動機出		種	やめいか	自常の月		Œ		年	Я		N
日 年 月 日 年 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	記載する 同等以_	・定年月 [届出のも	## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	洋			型		樹	- 型	がその中に関	間処理』 (t/月		l .			П	,_	設番号
年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 日 年 月 日 日 日 日	ちこと。上の効果	日及びY 場合にI	717				27		80	27	Ĺį)胛			-	1	1	~	J.
月 日 年 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 年 月 日 月 日 月 日	果を有る	東用開か ま設置 ^を													年	年	年		
日 年 月 日 日 年 月 日 日 日 年 月 日 日 日 日 日 日 日 日	トる措置	台予定年 手月日、													月	月	Я		
年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 日 年 月 日 日 年 月 日 日 日 年 月 日 日 日 日	たり	5月日c 青手音													П	ш	Ш		
月 月 日 月 日 月 日 日 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	、て記載~	の欄に、1 予定年月													年	年	年		
	[1	使用届出 日及びfg													Я	Я	月		
	0	出の場 使用開													П	ш	П		

	拼	Ж	単	単 5	7 × ×	田油	÷		()	模	規	庚	着	燙	各	Н]
その街	対じ	*		費	· / · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			破砕物設置は	理対象物 通常)	処	原原	用開	#	剛	愗	揚又は	一般粉じ
方	んカバ	処理量当	滋圖	選	送風機の	無	集じん	破砕機、摩砕機又はふるいがその中に 設置されている建築物の概要	処理対象物の種類及び通常の月間処理量 (通常) (t/月)	温	一機の定	始 予	子定	年	及	事業場に	般粉じん発生施設
	一の設	処理量当たり散水量	の能	の種類	風機の原動機出力	る機の	機の種類	とはふるい建築物の根	び通常のり	能	格田田	. 定 年	年	·" 月	ď	おける	?(破砕機、
法	置状況	量 (<u>0/t</u>)	力 (<u>m³/h</u>)	· 型 共	∃力 (<u>kW</u>)	効率(%)	類・型式	がその中に	1間処理量 (t/月)	カ (<u>t/h</u>)	力 (<u>kW</u>)	月日	Д п	ш	型式	施設番号	壓砕機、
								1,)-q-			年	年	年			ふるい) の構造並びに使用及び管理の方法
												月	Э	月			の構造並と
												П	ш	ш			心使用
												年	年	年			及び管理
												月	坦	月			目の方法
												Ш	ш	Ш			

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合 予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。 には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの処理又は防止のための措置(フードを含む。)の その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。
- 構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

一般粉じん発生施設及び一般粉じんの処理又は防止のための措置(フードを含む。)の

全地 様式第3の4 都 市 吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材 屈 並 (1) # 特定粉じん排出等作業の実施 の期間 届出対象特定工事の場所 特定粉じん排出等作業の種類 ** 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合 田等作業を実施する場合 質の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所 道府県知 1 <u>吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被機材に係る特定物じん排出</u>等作業の対象となる種業物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及び<u>これらの</u>特定種類材料の使用箇所を記入すること。 特定種類材料の使用箇所を記入すること。 2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもつて、大気汚染防止弦施行規則第10条の4第2項第1号に規定する事項のうち特定物じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第3号及び第4号に規定する事項を記載した事類と見なす。 3 ※目の欄には、記載しないこと。 4 届出事、見取り及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること 第2 長名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。 刑 101 ※17 年上中の元間業者又は目主 一者の氏名又は名称及び住所並びに にあつては、その代表者の氏名 正象 建築材料の うじん排:なる準 声量 辫 大気汚染防止法第 18 条の \$ 霽 工事の元請業者 置の現場責任者 ※絡場所 F出等作業の E 築物等の概 ₩ 使用 9 画 严 湽 特定粉じん排出等作業実施届出書 大気汚染防止法施行規則別表第7 1 の項 建築物等の解体作業(次項又は5の項を除く) 2 の項 建築物等の解体作業のうち、石鹬を含有する断熱材、 保温材又は耐火被覆材を除去する作業(掻き落とし、 切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去す 5 の)(5 の項を除く) 5 もの)(5 の項を除く) 6 の項 改造・補修作業 建築物質へ 1 2 4 吹付け石綿
 石綿を含有する断熱材
 石綿を含有する保温材
 石綿を含有する耐火被覆 築物(耐火・準耐火・その 延べ面積 m²(階 つ他工作物 出対象特定工事の名称) 17第1項 保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を 届出者 (第2項) _の規定により、次のとおり届け出ます. 氏名又は名称及び住所並びに 法人にあつてはその代表者の 氏名 電話番号 その他 電話番号 ※ 論 ※ 蕉 誻 账 # 平 Ш ш 盒 次のとおり届け出ます 様式第3の4 都市 特定粉じん排出等作業を実施するので、 表 学 屈 # 特定工事を施工する者の氏名 又は名称及び住所並びに法人 にあつては、その代表者の氏名 夲 特定粉 じん排出等作業の実施 の期間 特定粉じん排出等作業の種類 Œ. 1 特定的じん非出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は主要寸法及び特定建築材料の使用箇所を記入すること。
2 参考単の棚に掲げる事項は必須の環業事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した1合は、同欄をもつて、大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第1号に規定する事項をは、5特定的じた排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第3号及び第4号に規定する事項を記載した書類と見なす。
3 ※日の欄には、記載しないこと。
3 ※日の欄には、記載しないこと。
3 ※日の欄には、記載しないこと。
3 ※日の人といること。
5 氏名(法人におってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法したかつてはその代表者)が署名することができる。 特対亜定金 約と 定建築材料の使用箇定建築材料の使用面 卍 府県知 4 声量 じん排出等作業の なる建築物等の概 涨 ŻĮ 遲 数の 瓣 橅 単の 濫 퐈 排合責 特定粉じん排出等作業実施届出書 難解を入る 大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物等の解体作業(次項又は3の項を除く) 2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、 2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、 保温材又は耐火被獲材を除去する作業(描き落とし、 切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去す ω 1 吹付け石綿
 2 石綿を含有する断熱材
 3 石綿を含有する保温材
 4 石綿を含有する耐火被機材 特定工事の名称 (耐火・準耐火・その他) (耐火・準耐火・その他) (耐緒 m²(階種) 大気汚染防止法第18条の15第1項 るもの)(<u>次</u>項を除く) 特定避築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 改造・補修作業 国田 * 氏名又は名称及び住所並びに 法人にあつてはその代表者の 氏名 電話番号 話番号 ※ ※ ※ 論 ※ ja Kaj 屈 雒 (第2項) ## の規定により、 見取図は、 哥 Ш 日本産 Ш

dely f.

妣	その他の特定物飛散の抑制方法	使用す	使そ	か・葬気	楽 機 種	る方法 きは、i	特定粉大気汚りに掲げ	特定粉措置
1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。)特定粉じんの排出又は 1制方法	る資材及びその種類	用するフィルタの種類及び の集じん効率 (%)	気 能 力(m³/min)	・型式・設置数	る方法により行うものでないと きは、その理由	特定粉じん排出等作業の方法が 大気汚染防止法第18条の19各号 に掲げる措置を当該各号に定め	特定粉じん排出等作業における 措置
ごとに作成すること。				(1時間当たり換気回数 回)				除去・囲い込み・封じ込め・その他

畲

1 本株以は、特定的じん非出等作業ごとに作成すること。 使用する資材及びその種類の構には、強潤剤・固化剤等の素液、隔離用のシート・接着テープ等の特定的じん非出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。 フ等の特定的じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。 4 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図を添付すること。 見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量 (m³)並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。

龕 淋

用する 使用するフィルタの種類及び その集じん効率 (%) 資材及 びその種 苎

推

需

Ł

(m³/min)

(1時間当たり換気回数

その他の特定粉じんの排出又は 飛散の抑制方法

1 本様式は、特定粉じん非出等作業ごとに作成すること。 2 使用する資材及びその種類の欄には、過週剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。 3 その他の特定粉じんの非出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第 3 その他の特定粉じんの非出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第 7 に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込 めの方法等を記載すること。 4 作業場の個離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図を添付すること。 見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量(m³)並びに集じん・排気装置の設置場所 及び排気口の位置を記入すること。

別紙

集じん・排気装置 (新設) 痰 定建築材料の処理方法 蕉 閚 붜 맫 圃 数 特定粉じん排出等作業の方法 (新設) 除去・囲い込み・ 封じ込め・その他

36

様式第3の5

水銀排出施設設置 (使用、変更) Ħ Œ

併

Ш

ш

都道府県知事 市 長

骤

道府県知事 郷

都市

坤

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

届出者 哥

٦ ا ا 大気汚染防止法第 18条の 28第1項(第18条の 29第1項 水無排出摘製にしこれ、 次のとおり届け出ます 第 18条の30第1項)の規定に

(M) ¥ Н ¥ ¥ ¥ 無 並 並 戀 怹 無 蛐 M × # # # Œ Ĩ, Ĥ 淅 9 \mathbb{H} Œ # # 焽 翭 炟 쳄 9 翭 皷 出 承 뮇 雰 # 華 9 \equiv 9 9 9 9 果 9 種 4 華 4 在 Ή 柊 屈 拼 苎 斟 చ lВ 뭰 园 | 徴2のとおり |徴1のとおり。 徴3のとおり。 ※ 論 * * * * ₩ 쳄 翙 理年 査 焽 曲 쏾 橅 絁 Щ 账 * 卓 Ш 声 伟 Ш

龕 淅 水銀排出施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行規則(以下「j という。) 別表第3の3に掲げる項番号及び名称を記載すること。 ※Greenmain to a material control of the contro 「施行規則

変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容 ※印の欄には、記載しないこと。

ω Ν

届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、 対照させること

4 σı

ш 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、 本産業規格A4とすること。 押印することに代え

6 理書の受理番号及び受理年月日を記載する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が別紙1~3の全部又は一部を添付することを要しないと認めるときは、別紙1~3の全部又は一部を省略することができる。 て、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。 施行規則様式第2による受理書の写しを添付し、参考事項の欄に、 受夠

> 様式第3の ΟΊ

水銀排出施設設置(使用、変更) 届出書

併

Ш

Ш

*

回田 氏名又は名称及び住所並びに 法人にあつてはその代表者の 氏名 哥

より、水銀排出施設について、次のとおり届け出ます。 大気汚染防止法第18条の23第1項(第18条の24第1項 第 18 条の 25 第 1 項)_の規定に

考 事 項	水 銀 等 の 処 理 の 方 法 別紙3のとおり。※備 考	水銀排出施設の使用の方法別紙2のとおり。	水 銀 排 出 施 設 の 構 造 別紙1のとおり。※審査結果	水 銀 排 出 施 設 の 種 類 ※施設番号	工場又は事業場の所在地 ※受理年月日	工場又は事業場の名称 ※整理番号
					年月日	

Ħ という。)別表第3の3に掲げる項番号及び名称を記載すること。

4 を対照させること。 ※印の欄には、記載しないこと。
変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容

日本産業規格A4とすること。 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き

て、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代え

6 ű

理書の受理番号及び受理年月日を記載する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第 13 条に規定する市の長が別紙 1~3の全部又は一部を流付することを要しないと認めるときは、別紙 1~3の全部又は一部を省略することができる。

水銀排出施設の構造

備			横	进	i		使	着	卖	客	工場
3 2 1	焼	変圧器の	火格 _日 (<u>m²</u>)	河类	燃 *	京	用開	#	剛	称	景又は事
12日田	却;		子面積ご	の処ま	紫 料 の (重油換算	熱	始予	予定	4	及	又は事業場におけ
最 田 田 の 場合 に い 後 び 使 り を び 使 り で で で で で で で 記 載 に こ に ま た に 記 ま た に こ ま た に こ ま た に こ ま た に こ ま た に こ ま た に こ ま た に こ ま た に こ ま た に こ ま た に こ れ に こ	能力	定格容量	スは羽に	里能力	燃	面積	涆	臣 年	年	ŭ	こおける
出の場合には設置使用開始欄には、問載され、	J (<u>kg/h</u>)	(<u>kVA</u>)	火格子面積又は羽口面断面積 (<u>m²</u>)	の処理能力(<u>t/h</u>)	焼 能	(<u>m²</u>)	年 月	Я	Я	型	る施設番
は年代には年代には、1日本の日本の日本の日本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の「日本の」には、1日本の」には、1日本の」には、1日本の」には、1日本の。	<u>1</u>))	看	<u>h</u>)	Д		ш	Ш	Ш	判	香号
設置届出の場合には着手予定年月日及の場合には設置年月日の欄に、変更届日及び使用開始予定年月日の欄に、そ月及び使用開始予定年月日の欄に、そ規模の欄には、大気汚染防止法施行規力いて記載では、大気汚染防止法施行規							年	年	年		
日及び使用 で更届出の場で、それぞれで、それぞれ。 で、現別別表							Я	Я	Я		
							ш	П	Ш		
予定年月日 は設置年月 すること。 り3の中欄							年	年	年		
の欄に日、着に規定							月	月	月		
. 、 使用届 . 手予定年 . する項目							П	П	П		
trt mm •											

別紙 1

水銀排出施設の構造

1					
工場	工場又は事業場における施設番号	号:			
44	称及び型	料			
燙	置年月	Ш	年 月 日	年 月	Ш
推	手 予 定 年 月	ш	年 月 日	年 月	Ш
魚	用開始予定年月	ш	年 月 日	年 月	Ш
	伝 熟 面 積 (<u>m²</u>)				
i	燃料の燃焼能 (重油換算 <u>1/h</u>)	力			
共	原料の処理能力(<u>t / h</u>))			
英	火格子面積又は羽口面断面積 $\left(\frac{m^2}\right)$	積			
	変圧器の定格容量 (kVA)				
	焼却能力(kg / h				
-					

無光 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。 規模の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第3の3の中欄に規定する項目について記載すること。

3 水銀排出施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本産業規格 A 4 の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。ただし、施行規則様式第 2 による受理書の写しを添付する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第 13 条に規定する市の長が構造概要図を添付することを要しないと認めるときは、当該概要図の添付を省略することができる。

3 水銀排出施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本産業規格 A 4 の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。ただし、施行規則様式第 2 による受理書の写しを添付する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第 13 条に規定する市の長が構造概要図を添付することを要しないと認めるときは、当該概要図の添付を省略することができる。

Ξ
₩.
Ħ
12

水銀排出施設の使用の方法

論	物		水銀濃度 (µg/m³)	,	排出ガス中	第日20人里(<u>田/11</u>)	# E # F	0	音 も x 3 の 3 に て	銀出の対象	<u>5</u>	0		対象単数の対象の対象を表しませます。	‡		使用状况	工場又は事業場におけ
#田ガメ車については、温度が楽度であって圧力が1気圧の状態(この項におけて「標準状態」という。)における量に、水銀濃度については、雑準状態における非田ガメ1立方メートル中の重に、それぞれ凝算したものとする。 水銀濃度は、乾きガメ中の濃度とし、平常時の平均的な濃度を記載すること。 水銀濃度は、乾きガメ中の濃度とし、平常時の平均的な濃度を記載すること。 、水銀濃度は、乾きガメ中の濃度とし、平常時の平均的な濃度を記載すること。 ・水銀濃度は、水銀等の処理施設がある場合には、処理後の濃度とすること。 ・参数事項の欄には、水銀等の排田状況に著しい変動がある施設についての一 上部の排田重の変動の状況、水銀等の排田抑制のために採っている方法等を記載すること。	事項	粒子状水銀	ガス状水銀	全 水 銀	の酸素濃度(%)		湿り	混焼割合	通常の使用量	燃料中の水銀等の 含 有 割 合	種類	1 日の使用量	原材料中の水銀等 含 有 割 合	使 用 割 合	種類	季節変動	1 日の使用時間 及び月使用日数等	該場における施設番号
は、温度が零化いつの)になっトルカメートアにカメートアに対しての濃度とし中の濃度としり処理施設がは、発質の非圧は水銀等の非圧は水銀等の非圧な水銀等の場所が、水銀等の状況、水銀等の						最大	最大										時間/回	
度べ歩つく用度べ歩つく用度である人工中の量に、スーツ間に、スーツ値に、外の地の平、半り間を発売されたの場合には大況に増しい。						通常	通常										。 回/日 日/月	
大が 1 気圧の 水銀濃度にして れ 光 木 変質し れ 光 木 変質し ものな濃度を あ的な濃度を 、 気 里 後 の 濃 、 気 里 後 の 満 が 豊 が も の 満 た め ご 菜 し へ						最大	最大										時間/回	
いたは、海外につれば、海外にしては、海外がたちのでするとした。に関サイのこと。関サインによっているによった。						通常	通常										。 回/目 目/月	

Я
=
粪
N

時間/回 回/日 日/月 時間/回 時間/回 一回/日 日/月 時間/回 一回/日 日/月 時間/回 一旦/日 日/月 時間/回 一段大 通常 最大 単常時の平均的な濃度を の処理施設がある場合には、処理後の海波をの濃度を へ 報答の推出がある 湯 音 に 大	備 本 1 3 3 3 3 3 3 3 4 4	参		水銀濃度 (μg/Nm²)		排出ガス中の		Ī		и Ф II Э С	※)の影子 が銀出の銀出になるになる。		影響のあるののののでは、	5 火业銀 銀 田	+	栎	使用状況 及	工場又は事業
時間/回 回/日 日/月 時間/回 時へ 時間/回 同/日 日/月 時間/回 時間/回 日/月 日/月 時間/回 日/月 日/月 時間/回 日/月	(銀濃度は、乾きガス く銀濃度は、水銀等の 、お事項の欄には、水	事項	粒子状水	ガス状水	*	素濃度	搏	前	焼割	常の使用	料中の水銀等有 割	日の使用	材料中の水銀 有 割	用割		節変	日の使用時び月使用日数	工場又は事業場における施設番号
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	中の譲庚としり処理指設が、金銭の井田						最大	最大									4,17	
が、 が	、 平常時の平 ある場合には 状況に著しい																回/日	
								*									時間/回 回/日	

別紙 3

水銀等の処理の方法

無光 使状 魚 맹 水銀等の処理施設の種類、 式 刘業 淮 水銀等の処理施設の工場又は事業場に おける施設番号 \forall 需 出 Ě .理に係る水銀排出施設の工場 .場における施設番号 用況 \equiv 捕集 # 水銀濃度 2 $(\mu g/m^3)$ 出ガ $\mathbb{H} \ \mathbb{H}$ 理するための施設(集じん機等)について、記載すること。 : 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に 出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着 Ħ 噩 圃 多多率 水銀排出施設において発生する水銀等を排出口から大気中に排出する前に処 ⋈ _ Ħ 4 ス中 Ж 盐 ಢ π (% 鯔 Ж Ш 涆 併 承 9 胂 闸 (°C) (m^3/h) A) 魚 # \equiv ス 状 水無 巅 併 _□ ≡ 名称及び型 舜 Ш 時数 Ш 処理前 処理後 処理後 処理前 X it 無 悪 靊 ш ш ш 時間/回 # 併 # 回 用 通道 Ш 日/月 ш ш ш 华 時間/回 併 併 併 平。 回旧 通常 欄に、使用届 着手予定年 Ш Ш Ш 日/月 ш ш Ш 亚

盒

16

484

經

変

靊

月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。 』 排出ガス量については、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態(この頃におい

て「標準状態」という。)における量に、水銀濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
4 水銀濃度は、 乾きガス中の濃度とすること。
5 水銀等の処理施設の構造図及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。ただし、施行規則構式第2による受理書の写しを添付する場合であつて、都道桁県知事又は大気汚染防止洗施行令第13条に規定する市の長が当該構造図及び概要図を添付することを要しないと認めるときは、当該構造図及び概要図の添付を省略することができる。

Ħ	東			J								畄				JJØ	闽	推	织	水式銀	処理に 業場に	水が銀け	
ÜĽ	Œ			捕集				<u>=</u>	大金			#	191	#	197	H.#	#	#		水銀等の処理施設の種類、 式	係だ	水銀等の処理施設の工場又は事業場における施設番号	
H	汝	1		捕集効率				$(\mu g / N m^{\frac{3}{2}})$	水銀濃度			出ガ	>	#	2	骨と灰川帯	鼆	4	圃	処理	る水銀排出施設の工 ける施設番号	処理 設番	
	Ç	ш						Z	NHE			X		ス 道			始	1,		湖	(銀 施 部	施 号	
Auto	Д	9		(%)) -				# 9		₩ ₩	Z III	N N	\forall	沿	併	その種	水銀排出崩 る施設番号	9	
	魚	闽	巻	Ħ	1	水	芦	¥	K	H	>	酸素	(_ റ്	1	3 / h	涆	中		類、	施設	工場	
	# #	\mathbb{H}	4	X		銀	粒子状		ス 共	77 77	盘 *	浸濃度	,	-)	单	,,,	Э		Ø T	又は	
	世数	畢	共	关	¥	_	_	_		_		ı	処	処	搏	弧	Я	Я		名称及び型	施	中業	7.
B		▦	水銀	水無	無	理後	処理前	処理後	処理前	処理後	理前	(%)	処理後	処理前	14		ш	ш	ш	Cy 型	場又は事	場に	水銀等の処理の方法
	377														最大	最大					71		¥ 0 ½
	時間/回														*	\star	半	半	併				1.理(
		平~													بے	ı.							カ方
	回/ 日														通常	通常	Я	Я	Я				*
	ш																ш	ш	ш				
	日/月	畢																					
	型型														最大	最大							
	時間/回	平~															年	半	中				
	回/日	(通常	通常	Я	Я	Я				
	Ē														乖	背							
	H /E	畢															ш	ш	ш				

本 1 水銀排出施設において発生する水銀等を排出口から大気中に排出する前に処理するための施設(集じん機等)について、記載すること。
2 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
2 水銀線の処理施設の構造図及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。ただし、施行規則様式第2による受理書の写しを添付する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行合第13条に規定する市の長が当該構造図及び概要図を添付することを要しないと認めるときは、当該構造図及び概要図の添付を省略することができる。

別紙3

映										
	龕	届業	国	画						菜
		臣臣	E	Œ	併					展 S
受 理 書	用紙の				上					6
受 理 書	大者			0						
受 理 書	N F		Æ	黄	田次の					
書 受 理 書 第 第 号 年 月 日 年 月 日 年 月 日 本 日 日 本 日 日 本 日 日 日 本 日 日 日 日 本 日 日 日 本 日 日 日 本 日 日 日 本 日 日 日 本 日 日 日 本 日 日 日 本 日 日 日 本 日 日 日 本 日 日 本 日 日 本 日 日 日 本 日 日 本 日 日 本 日 日 本 日 日 本 日 日 本 日 日 本 日 日 日 本 日 本 日 日 本 日 年 日 日 本 日 本		銀類		茑	0届出		渖			
書 奏 理 書 第 第 号 年 月 日 年 月 日 版	.産業)		水銀! の構!	大気? 第 18	しか。 団神		×ε			ΙΦ
書 奏 理 書 第 演 号 年 月 日 東	規格 A		非出焼きの姿	汚染皮条の	温					
等	4 2		が表の が表の	5止法 30 第	₩ _					曲
9 理 書 「	9		超大数量銀魚	第 18 1 項)	た。					
	[1		(水)	祭 の						пШ
母 日 日 日 大気汚染防止法第1項 (第18条の24第1項			排出の設め	28 第						
			施設。	1 項						
9 理 書 年 月 日次の届出書を受理しました。 年 月 日次の届出書を受理しました。 本			の使用の方法	(第1		整 七				
			大変	8 条 0		道府		平	裾	
9 理 書 年 月 日次の届出書を受理しました。 年 月 日次の届出書を受理しました。 本			銀排1	29 5		果知り				
日日日日日 一			比施設外銀等	第 1項		## IIIK		Ш		
受 理 書 (年) 月 年 月 (日) 日次の届出書を受理しました。 都道府県知事市 市 長 (日) 日次の届出書を受理しました。 大気汚染防止法第18条の23第1項(第18条の24第1項) 市 長 (日) 日本銀排出施設の使用の方法の変更、水銀排出施設の使用の方法の変更、水銀等出施設の使用の方法の変更、水銀等の処理の方法の変更、水銀等の処理の方法の変更、水銀等は、日本産業規格A4とすること。 (第18条の24第1項) (第18条の24第1項)			wi Ne)—·		田		Ш	加	
受 理 書 第 4 年 月 1 (年 月 1 (年 月 1 日次の届出書を受理しました。 (の 根 拠 (第18条の25第1項) (第18条の24第1項 (第18条の24第1項) (第18条の25第1項) (第18条の25第1項) (第18条の25第1項) (永銀排出施設の使用の方法の変更、水銀排出施設の使用の方法の変更、水銀等の処理の方法の変更、水銀等の処理の方法の変更、水銀等の処理の方法の変更、水銀等の処理の方法の変更、水銀等の処理の方法の変更、水銀等の処理の方法の変更、水銀等に、日本産業規格A4とすること。										
受理書 (第 月 日次の届出書を受理しました。 (明 月 日次の届出書を受理しました。 (明 18 条の 25 第 1 項) (明 18 条の 24 第 1 項) (明 18 条の 25 第 1 項) (明 18 条の 24 第 1 項) (明 18 条の 24 第 1 項) (明 18 条の 25 第 1 項) (明 18 条の 24 第 1 項) (明 18 条の 25 第 1 項) (明 18 条の 24 第 1 項) (明 18 条の 24 第 1 項)	i 全	4 届	届	面						-
一	类				年					Ş
	用紙の		I I	正						(
要 理 書 第 第 4 年 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	り大き		9	9	Ш					
要 理 書 第 第 4 年 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	14 14		₹	摄	田次					
等 年 月 年 月 日 年 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	, П		俗	范	の届と		_			
書 第 年 月 日 年 月 日 年 月 日 日 (木銀排出施設の使用の方法の変更、水銀等 1)	大 産 業		水のの無熱	大 第 1	世書を		憑			Jild.
書 第 年 月 日 年 月 日 年 月 日 1 年 月 日 1 年 月 日 1 年 月 日 1 本通野日項 (第18条の24第1項 1 大銀排出施設の使用の方法の変更、水銀等 1 大銀等出施設の使用の方法の変更、水銀等 1 で 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	規格		開発 に 通過 に の 単 の こ	:汚染 8 条の	必典					1.4-
等 年 月 日 年 月 日 新道府県知事 市 長 (木銀排出施設の使用の方法の変更、水銀等 更)	A 4 }		超数大場の実法	坊止る) 25 角	# [畑
第 第 年 月 日 年 月 日 日 年 月 日 日 年 月 日 日 日 市 長 市 長 市 長 市 長 市 長 市	4		提 数 大 題 選 更	5 <u>第</u> 18	た。					HIII
第 第 第 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 日 年 月 日 日 年 月 日 日 市 長 市 長 市 長 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	رد (۱		#出!	8 条 C						
			銀排出施設の) 23 第						珊
			諸憲	第1項						
)—·						
			その使引の方	(第		-1 -1) #				
			その使用、対	(第 18 条		者 治 活		4	VIII)	
			gの使用、水銀排 目の方法の変更、	(第 18 条の 24		道府県知		年	窜	
			との使用、水銀排出施 引の方法の変更、水銀	(第18条の24第1		道府県知			第	

Ħ ₩ 継 変 浬 Ħ Œ

11111

併

Ш

Ш

都道府県知事

Ħ 骤

氏名又は名称及び住所並びに

届出者 法人にあつてはその代表者の 平

氏名、名称、住所又は所在地に変更があつたので、大気汚染防止法第 11 条(第 17 条の 1 3 第 2 項、第 18 条の 13 第 2 項及び<u>第 18 条の 36 第 2 項</u>において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

	-								
Ĺ		≅		毌	理	0	更		変
		Ĺ ₹ ìŧ	年 月 日	Ш	月	年	更		変
設番号	維	※ 施		後	更	変	容		长
理年月日	理年月	** #\		前	更	終	9	浬	変
					描數	Œ	#	魚	(*
					生 施 設	继	巻じる	户 **	奉
经理番号	単維	※ 概		の別	生 施 設	Ж	巻じる	贵	ļ
					排出施設	合物	有機化合	発性	蔺
				_	描 製	#	煙発	5	F)
						I			I

編光 ※印の欄には、記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

ω

- て、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代え
- 4 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定 ° (4 粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載する

 \mathbb{H} ₩ 継 変 浬 Ħ

Œ 11111

併

Ш

ш

#

都道府県知事 AII. 骤

氏名、名称、住所又は所在地に変更があつたので、大気汚染防止法第 11 条(第 17 条の 1 3 第 2 項、第 18 条の 13 第 2 項及び<u>第 18 条の 31 第 2 項</u>において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

届出者

法人にあつてはその代表者の 氏名又は名称及び住所並びに

田

		_			_					
#	察	終	丕	変		\neq	苯	l	漸	Ĩ,
				浬		無	压	鍛	発性	5
	浬	浬		<i>(</i> ≖,			巻ご	巻ご	有機	庙
			谷	9		#	5~	5~	È	発
) IIII	9	件	溪	网		Œ	Ж	*	合物	#
						摇	#	1	井田	三 活
ì	出	Э	浬	浬			福	補	摇	
+						羁	型	翠	型	型
	⊞	ш	後	事				り 別		
1		平								
		月								
		ш								
	×	ii	※ 落	※ 似				※ 概		
	21	117	型型	曲				温		
			維	年月				綝		
	Ţ	k	号	П				中		
				年						
				: 月						
				Н						

偏光 ※印の欄には、記載しないこと。

- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- て、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代え
- 4 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定 ° U. 粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載する

様式第4

承 \mathbb{H} 廃 Ħ 画 Œ

11111

併 Ш

Ш

崖 府県知事 XIII. 霽

都市

氏名又は名称及び住所並びに

届出者 法人にあつてはその代表者の **开名** 프

ばい煙発生施設(揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設)の使用を廃止したので、大気汚染防止法第11条(第17条の13第2項、第18条の13第2項及び<u>第18条の36第2項</u>において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

魚 魚 店 Н F, 恭 襺 ¥ 皷 蔽 般粉 発性有機化合物排出施設 1 5 \equiv \mathbb{H} 焽 無 \bowtie 挖 \bowtie 斝 廃 蔛 1 C 11 Ç 廃 9 # # 5~ ~ 発 F # 翭 F 焽 9 Œ Ж 発 # 翭 9 華 # \mathbb{H} 9 圃 華 菭 卨 9 摇 쳄 併 緍 9 甲 焽 型 型 깽 型 蔽 Ш ₩ 往 の週 ⊞ Ш 尸 苎 斟 栋 併 Ш ш ※ * * ΜĦ 菭 鄸 出 翠 Ш 年月 쒀 쒀 淅 中 中 Ш 併 Ш Ш

様式第5

魚 \mathbb{H} 廃

Ħ 画

Œ 1111

併

Ш

ш

郷

都市 道府県知事 뻮

ばい煙発生施設(揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設)の使用を廃止したので、大気汚染防止法第11条(第17条の13第2項、第18条の13第2項及び<u>第18条の31第2項</u>において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。 氏名

届出者

法人にあつてはその代表者の

哥

氏名又は名称及び住所並びに

ŧ	魚	承	摇	補	Н	Н					=	
	/ ==	711	(E)	15	遊		\Rightarrow	粹	ļ	描	Ã,	
	\mathbb{H}	用	型			並	無	压	鍛	発性	5	
		蒸		型	×	\bowtie	ЖШ	粉	約	#	蔛	
	廃	E36f	9		¥	¥	#	(i	C	蒸六	用用	
	_	H	2201		#	₩		5	5~		発	
	Щ.	9	羁	9	業	⋇	H	発	発	楼	#	
	9		圃		赫	站	湘	#	\mathbb{H}	井田	店	
	-	平		種	9	9		菭	쳼	相	(古)	
ļ ţ	曲	Я	並		所		型	翠	型	羁	型	
٠					在	4			の別			
, ₄ , , ,	⊞	П	严	鐁	払	柊			=			
- 1		单										
1		,										
		Я										
		ш										
İ		>	«		*	*			*			
		E	誰		補	Μį			整			
					羁	理年			曲			
					維		- 単					
Į		ď	l¥		号	Ш			坤			
						平						
						111						
						月						
-1						ш						

画 ※耳の動いは、問機しないこと。

土土

※四の櫨には、

記載しないこ

٥

ω

氏名

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

氏名 (法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代え

ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載すること。 て、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

4 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特

て、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、

押印することに代え

粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載すること。

承 禁 \mathbb{H} H

1111

併

Ш

ш

都道府県知事 市 長 骤

国出者 氏名又は名称及び住所並びに 法人にあつてはその代表者の 氏名

프

を合む。 ばい煙発生施設(揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設)に係る届出者の地位を承継したので、大気汚染防止法第12条第3項(第17条の13第2項、第18条の13第2項及び<u>第18条の36第2項</u>において準用する場合)の規定により、次のとおり届け出ます。

华 揮発性有機化合物排出施設 Ĩ, 禁 承 贫 * 華 遊 計 赉 5 Ĥ Ħ 뗈 괊 禁 M 挖 挖 \bowtie 紫 蝦 廍 94 Ç 94 ₩ 0 # 9 # 5 ~ 纸 # 9 型 9 M 翭 Ħ 继 雞 H 牃 併 蔽 # # 1 摇 漸 圃 遊 施設 9 쵬 戸 緍 9 尸 焽 Ш 翠 ₩ 華 赆 ₩ 往 の別 \mathbb{H} 严 足 书 栋 榁 ш 濫 併 Ш ш ※ 論 ※ 酒 ※受理年月日 ※ 機 羁 曲 綝 ㈱ 中 ₩ Пþ 併 Ш Ш

様式第 6

都道府県知事 市 長 郷

超出者 氏名又は名称及び住所並びに 法人にあつてはその代表者の 氏名

ばい煙発生施設(揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設)に係る届出者の地位を承継したので、大気汚染防止法第 12 条第 3 項 (第 17 条の 13 第 2 項、第 18 条の 13 第 2 項及び<u>第 18 条の 31 第 2 項</u>において準用する場合 を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

					Ī			
			囲	原	9	DK	灤	承
			界				帝	※ 維 者
	※論		称	は名	×	名	Ħ	被承
		年 月 日	ш	Я	平	9	촱	承
			州	置場	频	9	環	補
			攤	種	9	7.0	蝦	補
	※施設番号		在地	の所	業場	事	施又	Н
年月日	※受理年月日		名琴	場の:	**	は事	遍 又	Н
				施 設	圧	排	銀	¥
				: 施 設	発生	でん	定粉	华
	※整理番号		の別	: 施 設	発生	でん	般粉	
				出施設	物排	- 蒸行心	発性有	当
				潜機。	#	煙発	5	Ĩ,
) 正 チン。	0,40	2 1 1/2	7	, 07 WE VE IC	0.	G

全地 ※母の横には、記載しないこと。

全地

ω

4 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定

て、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代え

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

※印の横には、記載しないこと。

粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載する

° (4

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

12

- ω て、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる (法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代え
- 4 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定 ° (4 粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載する

承 禁 Ħ H

1111

併

Ы

ш

프

ばい煙量等測定記録表

ばい煙発生施設の種類及び工場又は事業場における施設番号測定者の氏名

(井井)			窒素酸化物 Cs	鉛及びその化合物	弗素、弗化2			塩化水素	塩素	カドミウム]			ばいじん			硫黄酸化物 排出ガス量				
	酸素濃度	С	Cs	 	弗素、弗化水素及び弗化珪素	酸素濃度	С	Cs		カドミウム及びその化合物	酸素濃度	С	Cs	硫黄酸化物の量	硫黄酸化物の濃度	排出ガス量				ばい薀
	(%)	(容量比 ppm)	(容量比 ppm)	(mg/m ³)	(mg/m^3)	(%)	(mg/m^3)	(mg/m^3)	(mg/m^3)	(mg/m ³)	(%)	(g/m^3)	(g/m ³)	(m^3/h)	(ppm)	(m^3/h)				測定単位
																	終了時刻)	(開始時刻~	び時刻	測定年月日及
		\setminus					\setminus					\setminus								測定方法
																				半苾
	\setminus					\setminus														景大
																				金米

偏光

- 硫黄酸化物の排出ガス量及び硫黄酸化物の量については、温度が零度であつて圧力が 1 気圧の状態 (この頃において「標準状態」という。) における量に、ばいじん及び塩化水素の Cs 及び C 並び にカドミウム及びその化合物、塩素、弗素、弗化水素及び弗化珪素並びに鉛及びその化合物については、標準状態における排出ガス 1 立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。 硫黄酸化物の排出ガス量の欄は、乾き排出ガス量を記載すること。
- 4 ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の濃度の Cs の欄にはそれぞれ大気汚染防止法施行規則別表第 2、別表第 3 及び別表第 3 の 2 の備考に掲げる Cs として表示された数値を、Cの欄にはそれぞれ大気汚染防止法施行規則別表第 2、別表第 3 及び別表第 3 の 2 の備考に掲げる式により 算出された大気汚染防止法施行規則別表第 2、別表第 3 及び別表第 3 の 2 の備考に掲げる式により 算出されたばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の量として表示された数値を記載すること。ただし、大気汚染防止法施行令別表第 1 の 13 の項に掲げる廃棄物焼却炉以外のばい煙発生施設に係る塩化水素に係るばい煙濃度の測定の結果は、塩化水素の Cs の欄に記載すること。
- 5 ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の濃度の酸素濃度の欄には、それぞれの測定を行った時の排出ガスの酸素の濃度を記載すること。
- 6 日本産業規格 K2301、日本産業規格 K2541-1 から 2541-7まで若しくは日本産業規格 M8813に定める方法により硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用する燃料の硫黄含有率を測定した場合又は当該硫黄含有率をその他の方法により確認した場合には、硫黄酸化物の備考欄に当該硫黄含有率を重量比%又は容量比%の別を明らかにし記載すること。

様式第7(第15条関係)

ばい煙量等測定記録表

ばい煙発生施設の種類及び工場又は事業場における施設番号測定者の氏名 測定箇所

	\					TO STORY OF THE PARTY OF THE PA	
	\				(%)	用無米湯	
			$\Big/$		(容量比 ppm)	С	
				!	(容量比 ppm)	Cs	窒素酸化物 Cs
					(mg / Nm^3)	1.合物	鉛及びその化合物
					(mg / Nm^3)	弗素、弗化水素及び弗化珪素	弗素、弗化オ
	\setminus				(%)	酸素濃度	
			\setminus	!	(mg / Nm^3)	С	
				!	(mg / Nm^3)	Cs	植化水素
					(mg / Nm^3)		植業
					(mg / Nm^3)	カドミウム及びその化合物	カドミウム&
	\setminus				(%)	酸素濃度	
			\setminus		(g / Nm^3)	С	
					(g / Nm^3)	Cs	ばいじん
					(Nm^3/h)	硫黄酸化物の量	
					(ppm)	硫黄酸化物の濃度	
					(Nm^3/h)	排出ガス量	硫黄酸化物 排出ガス量
				(<u>開始時間</u> ~ 終了時間)			
				び時刻			
土土	最大	· 艺	測定方法	測定年月日及	測定単位	ばい煙	

備光

- 1 硫黄酸化物の排出ガス量の欄は、乾き排出ガス量を記載すること
- 2 硫黄酸化物の量の測定について、大気汚染防止法施行規則別表第1備考二に掲げる方法で行う場合には、「排出ガス量」及び「硫黄酸化物の濃度」の欄の記載は不要であるが、備考欄に「燃料の
- 硫黄含有率」及び「燃料の使用量」の測定方法及び測定結果を記載すること。
 3 ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の濃度の Cs の欄にはそれぞれ大気汚染防止法施行規則別表第2、別接第3 及び別接第3 の 2 の備考に掲げるほと して表示された数値を、Cの欄にはそれぞれ大気汚染防止法施行規則別表第2、別表第3 及び別表第3 の 2 の備考に掲げる式により算出された大気汚染防止法施行規則別表第2、別表第3 及び別表第3 の 2 の備考に掲げる式により算出されたはいじん、塩化木素及び窒素酸化物の量として表示された数値を記載すること。ただし、大気汚染防止法施行令別表第1の13 の項に掲げる廃棄物焼却炉以外のはい煙発生施設に係る塩化水素に係る近い煙濃度の測定の結果は、塩化水素の Cs の欄に記載すること。
- 4 ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の濃度の酸素濃度の欄には、それぞれの測定を行った時の排出ガスの酸素の濃度を記載すること。
- 5 日本産業規格K2301、日本産業規格K2541-1から2541-7まで若しくは日本産業規格M8813に定める方法により硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用する燃料の硫黄含有率を測定した場合又は当該硫黄含有率をその他の方法により確認した場合には、硫黄酸化物の備考欄に当該硫黄含有率を重量比%又は容量比%の別を明らかにし記載すること。

様式第7の2

水銀濃度測定記録表

水銀排出施設の種類及び工場又は事業場における施設番号測定者の氏名 測定箇所

		測定単位	測定値	測定年月日及び時刻 (開始時刻~終了時刻)	備	光
₩	水 銀	$(\mu g/m^3)$				
ĭ	Cs	$(\mu g/m^3)$				
* 注:	С	$(\mu g/m^3)$				
強 >	酸素濃度	(%)				
粒子	Cs	$(\mu g/m^3)$				
* 关。	С	(<u>µg/m³</u>)				
第分	酸素濃度	(%)				

金米銀並びにガス状水銀及び粒子状水銀の Cs 及び C については、温度が零度であって圧力が 1 気圧の状態における排出ガス 1 立方メートル中の量に換算したものとする。 Cs の欄には別表第3の3に掲げるCs として表示された数値を、Cの欄には別表

4 酸素濃度の欄には、測定を行った時の排出ガスの酸素の濃度を記載すること。 5 ガス状水銀及び粒子状水銀の試料採取は、可能な限り同じ<u>開始時刻</u>とするこ 第3の3の備考に掲げる式により算出された数値を記載すること。
2 ガス状水銀とは排ガス中に気体として存在する水銀及びその化合物の総称であり、粒子状水銀とは排ガス中のダストに含まれる水銀及びその化合物の総称である。ガス状水銀及び粒子状水銀の濃度を測定し、合計した値を全水銀の欄に記載すること。

様式第7の2(第 16 条の 12 関係)

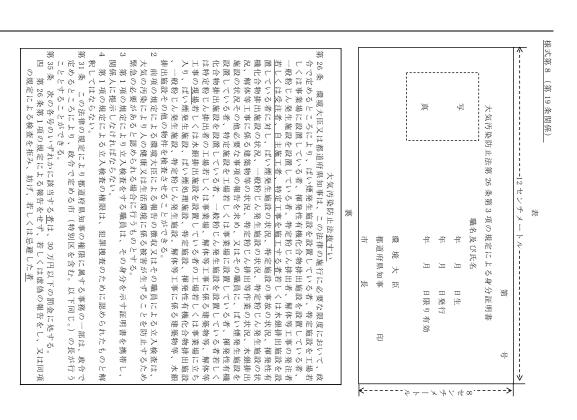
水銀濃度測定記録表

水銀排出施設の種類及び工場又は事業場における施設番号 測定者の氏名 測定箇所

##	金銀	* 朱 *	粒子	金銀	(ΣK	全	
	酸素濃度	С	Cs	酸素濃度	С	Cs	水 銀	
100	(%)	(µg/N m³)	(µg/N m³)	(%)	(µg/N m³)	(μg/N m³)	(<u>µg/N m³)</u>	測定単位
								測定値
								測定年月日及び時刻 (開始時刻~終了時刻)
								論
								淅

3 酸素濃度の欄には、測定を行った時の排出ガスの酸素の濃度を記載すること。 4 ガス状水銀及び粒子状水銀の試料採取は、可能な限り同じ開始時間とすること。

様式第8 親して第31条 第 35 ハンロ ちのいず 万円以下の罰金に処する。 四 第 26 冬年・デ 331条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、定めるところにより、政令で定める市(特別区を含む。以下同じ。)のよこととすることができる。 第 26 条第1項の規定による報告をせず、 規定による検査を拒み、妨げ、若しくは てはならない 条 次の各号のいずれかに該当する場合には 大気汚染防止法第 26 条第3項の規定による身分証明書 ---12 セン 大気汚染防止法 抜粋 指しへは忌嫌した<u>とき。</u> チェー 畑 職名及び氏名 職 # # 都道府県知事 若しくは虚偽の報告をし、 澎 $_{+}$ 当該違反行為をした者は、 日発行 継 日限り有効 部は、政令で の長が行う 프 又は同項 車 **K-----**→ - × 4 ∨ A ∞



(大気汚染防止法施行規則の一部改正)

第二条 大気汚染防止法施行規則の一部を次のように改正する。

次

の表により、

改

正

前

欄

に掲

げ

る規定

の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄

に掲げ

る規定の傍線を付 L た部分のように改め、 対象規定は、 当該 対象規定全体を改 Ī 後欄 12 掲 げ る ŧ \mathcal{O}

0 ように改め、 改 正 前 欄 に 掲げ る対象規定で改正: 後欄にこれに対応するものを掲げて 1 な 1 ŧ \mathcal{O} は

これを削 り、 改 正 後欄 に · 掲 げ る対象規定 で改正前 欄にこれに対応するものを掲げて 1 ない ŧ \mathcal{O} は

これを新たに追加する。

2 · 3 (略)		又は第十八条の三十第一項の規定による届出は、様式第三の六に 第十条の五 法第十八条の二十八第一項 第十八条の二十九第一項	(水銀排出施設の設置等の届出)	2 (略)	は、様式第三の五による届出書によつてしなければならない。	第十条の四 法第十八条の十七第一項及び第二項の規定による届出	(特定粉じん排出等作業の実施の届出)	改 正 後
2 · 3 (略)	よる届出書によつてしなければならない。	又は第十八条の三十第一項の規定による届出は、様式第三の五に 第十条の五 法第十八条の二十八第一項 第十八条の二十九第一項	(水銀排出施設の設置等の届出)	2 (略)	は、様式第三の四による届出書によつてしなければならない。	· 第十条の四 法第十八条の十七第一項及び第二項の規定による届出	(特定粉じん排出等作業の実施の届出)	改正前

(水銀排出施設の設置等の届出に係る受理書)

書を当該届出をした者に交付するものとする。の三十第一項の届出を受理したときは、様式第三の七による受理の三十第一項の届出を受理したときは、様式第三の七による受理第十八条の二十八第一項、第十八条の二十九第一項又は第十八条第十条の六 都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、法

(フレキシブルディスクによる手続)

受理することができる。 受理することができる。 受理することができる。 受理することができる。 受理することができる。 受理することができる。 受理することができる。 受理することができる。 受理することができる。 受理することができる。 知書による届出をしたときは、都道府県知事 等による届出を、次の各号に掲げる届出書の各欄に掲げる 知道の表情に掲げる 知書の名欄に掲げる

一~四 (略)

☆ 様式第三の四による報告書

様式第三の五による届出書

七 様式第三の六 (別紙一から別紙三までを含む。) による届出

書

八~十 (略)

2 (略)

(解体等工事に係る調査の結果の報告)

のいずれかに掲げる解体等工事に係る事前調査について行うもの第十六条の十一 法第十八条の十五第六項の規定による報告は、次

一 建築物を解体する作業を伴う建設工事であつて、当該作業の

水銀排出施設の設置等の届出に係る受理書)

書を当該届出をした者に交付するものとする。の三十第一項の届出を受理したときは、様式第三の六による受理第十八条の二十八第一項、第十八条の二十九第一項又は第十八条第十条の六 都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、法

(フレキシブルディスクによる手続)

受理することができる。 受理することができる。 受理することができる。 受理することができる。 受理することができる。 受理することができる。 受理することができる。 受理することができる。 受理することができる。 受理することができる。 受理することができる。 受理することができる。 受理することができる。 受理することができる。 受理することができる。 受理することができる。 受理することができる。 受理することができる。

一~四 (略)

(新設)

五 様式第三の四による届出書

六 様式第三の五(別紙一から別紙三までを含む。)による届出

書

2 七(略)

略

(新設)

| 生態のと女吉し、ては甫参ける住巻と半う世段に事ごらつ対象となる床面積の合計が八十平方メートル以上であるもの

- 。)の合計額が百万円以上であるもの
 、当該作業の請負代金相当額。次号及び次項第五号において同じのについては、これを請負人に施工させることとした場合においま該作業の請負代金(解体等工事の自主施工者が施工するも一 建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて
- に掲げる事項を除く。)に限る。)について行うものとする。第四号までに掲げる事項(第十六条の八第一項第六号及び第八号に掲げるもののいずれかに該当する場合にあつては、第一号から(解体等工事に係る建築物等が第十六条の五第一号イからホまで、法第十八条の十五第六項の規定による報告は、次に掲げる事項

2

- 名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名解体等工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は
- 号、第五号、第六号及び第八号に掲げる事項 第十六条の七第一号並びに第十六条の八第一項第二号、第三
- 一解体等工事の実施の期間
- 同号に規定する作業の対象となる床面積の合計解体等工事が前項第一号に掲げる建設工事に該当するときは
- 六 解体等工事に係る建築物等の部分における建築材料の種類するときは、これらの規定に規定する作業の請負代金の合計額五 解体等工事が前項第二号又は第三号に掲げる建設工事に該当

前号に規定する建築材料が特定建築材料に該当するか否か(

当しないときは、その根拠の概要事に該当するものとみなした場合にあつては、その旨)及び該第十六条の五第二号ただし書の規定により解体等工事が特定工

- して、第一項の規定を適用する。
 け負う場合においては、これを一の契約で請け負つたものとみな
 3 建築物等の解体等工事を同一の者が二以上の契約に分割して請
- 4 ことをもってこれに代えることができる。 使用する方法により行うものとする。ただし、 活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一 定する電子情報処理組織をいう。 使用が困難な場合は、 法第十八条の十五第六項の規定による報告は、 第六条第一 項の規定に基づき、 様式第三の四による報告書によって行う 以下この項において同じ。)を 電子情報処理組織 電子情報処理組 情報通信技術 (同項に規 織

第十六条の十二~第十六条の十四 (略)

(被覆又は固着の方法)

第十六条の十五 これらの建築材料の切断、 囲い込み等を行う場所を他の場所から隔離し、 綿を除く。以下「石綿含有断熱材等」という。)の囲い込み等(という。)を行う方法とする。 は、特定建築材料の囲い込み又は封じ込め(以下「囲い込み等」 合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、当該特定建築材料の しくは石綿を含有する断熱材、 ん・排気装置を使用する方法とする。 当該隔離した場所において、 法第十八条の十九第二号の環境省令で定める方法 破砕等を伴うものに限る。)を行う場 保温材及び耐火被覆材 ただし、吹付け石綿の囲い込み若 第十六条の十三に規定する集じ 囲い込み等を行う (吹付け石

男十六条の十六√~第十六条の二十一 (略)

略

第十六条の十一~第十六条の十三(

(被覆又は固着の方法)

囲い込み等を行う場所を他の場所から隔離し、 これらの建築材料の切断、 綿を除く。以下「石綿含有断熱材等」という。)の囲い込み等(という。)を行う方法とする。ただし、吹付け石綿の囲い込み若 は、 十六条の十四 合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、当該特定建築材料の しくは石綿を含有する断熱材、 ん・排気装置を使用する方法とする。 特定建築材料の囲い込み又は封じ込め(以下「囲い込み等」 当該隔離した場所において、第十六条の 法第十八条の十九第二号の環境省令で定める方法 破砕等を伴うものに限る。)を行う場 保温材及び耐火被覆材 十二に規定する集じ 囲い込み等を行う (吹付け石

別表第三の三(第五条の二、第十六条の十七関係)

						分析による調査を行った者 の氏名及び所属する機関又 は法人の名称
						分析による調査を行つた箇所
		の他)	一戸建て等・そ	(一般・特定・	講習実施機関の 名称	中国による調査及び日気でよる調査を行った者
					氏 名	おしばな 半 罪 とう そ(だ)
				Н	年 月	事前調査を終了した年月日
•						解体、改造又は補修の作業 の請負代金の合計
			※備 考			解体の作業の対象となる床 面積の合計
					その他工作物	
•				_ 1	, i	建築物等の概要
				10	. R C X	
-				準耐火・その他)	建築物(耐火・準	
			※審査結果	ш	年月	建築物等の設置の工事に着手した年月日
	Д П	年月	※受理年月日	ш	至 年 月	中十半の大周の対
			※整理番号	Ш	年	田 の 田 哲
						解体等工事の概要
						解体等工事の名称
						解体等工事の場所
ļ.						解体等工事の発注者の氏名 又は名称及び住所並びに法人 にあつては、その代表者の氏名
1						り報告します。
	9; ∪-	× 0	6項の規定により、	18条の15第	大気汚染防止法第	事前調査の結果について、
		丑	氏名又は名称及び住所並びに 法人にあつては、その代表者 の氏名 電話番号		報告者	
						都道府県知事 市 長 殿
	ш	Ш	年			
				果報告書	事前調査結果報告書	
						様式第3の4

日を刊りこと。 5 特定建築材料に該当し	所事り基むに前解づけの調体で生る類様く主を産業を	を付すってもに 単言調査の結果 存等工事の対象 次次 キャル・フィー・フィー・フィー・フィー・	談当する場合は特定当する場合は一戸建当する場合は一戸建 当する場合は一戸建 名称や記載し、一般 者と同等以上の能力	課習実施機関の名巻が、建築物石綿合有が、建築物石綿合有。 環境省年示第1 に該当する場合に第1	備略 1 解存の作業の対象と次 備略、1 解存、の過入は の場合、解存、改過又は は補修作業を伴う機器 「其の基合に背書せるこ	街の丼萃	ロックウール吸音天井板	石膏ボード	窯業系サイディング	ビニル床タイル	パルプセメント板	押出成形セメント板	けい酸カルシウム板第1種	屋根用化粧スレート	スレートボード	スレート波板	仕上塗材	耐火被覆材(吹付け材を除き、けい酸カルシウム板第2種を含む。)	屋根用折版断熱材	煙突断熱材	保温材	吹付け材	選 築 材 料 の 種 類	
、ない場	、事事大にに	を定理明建	同等築有4条に物す。	「欄材)、「船を同これ	る補事と床後又																		石綿有	事前記
□⊳	気該関汚当す	ら築物が材料	4 を綿者・		面のは複作工																		みな し	事前調査の
事事の	染する的を指	ずに使	現付合とににす有認工	面置 2 風	の業件合の物質の																		無無無	結果
の事前調査の方法の欄は、該当する事前調査の	止法施行規則第 16 条の 5 第 2 号の規定にものとみなして、大気汚染防止法及びこれ皆のとみなして、大気汚染防止法及びこれ置を講ずる場合についてはみなしの箇所に	の申退や記載すること。 該当しない場合の専前調査の方法の擴は、 用されている全ての強線材料について該当	「定する」戸種で撃石総合有種杯調査者でもに、同規程に基力へ課習の実施機 材調査者及び特定建築物石総合有強材 りれる者に該当する場合は、その他に は、では、では、では、での他に	よる調査及び目視による調査を 線規程(平成 30 年厚生労働省 に規定する一般連築物石総合有 ・規定する特定連築物石総合有・規定する特定連築物石総合有・独	頃の合計の補は建築物の解体作業を伴う建設工事に終の請負代金の合計の欄は建築物の改造若しへに作物の解体、改造若しくは補修作業を伴う建設	2 3 4 5			① □ ② □ ③ □ ④ □ ⑤ □					2		①	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	0 0 0 0 0 0 0	U			①	①目視 ②設計図書等(④を除く。) ③分析 ④建築材料製造者による証明 ⑤建築材料の製造年月日	特定建築材料に該当しない場

		方法が複数ある場合は、その全での箇所に印を付すこと。 6 ※印の欄には、記載しないこと。 7 報告書の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。 8 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

様式第3の5 実施するので、 特定粉じん排出等作業の実施 の期間 届出対象特定工事の元請業者又は自主 施工者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあつては、その代表者の氏名 都道府県知事 市 長 届出対象特定工事の場所 特定粉じん排出等作業の種類 吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を 定建築材料の使定建築材料の使 1 :定粉じん排出等作業の ・象となる建築物等の概 建 薬女数の 大気汚染防止法第18条の17第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます 郷 種 濫 特定粉じん排出等作業実施届出書 大気汚染防止法施行規則別表第7
1 の項 建築物等の解体作業 (次項又は5の項を除く)
1 の項 建築物等の解体作業 (次項又は5の項を除く)
2 の項 建築物等の解体作業の5、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業(掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定健棄材料を除去する60)(5の項を除く)
5 の項 特定健築材料の事前除去が著しく困難な解体作業6の項 改造・補修作業 建築物 (耐火・準耐火・その他) 延べ面積 m² (階建) 見取図のとおり 2 2 2 1 出目 収付け石綿
 石綿を含有する断熱材
 石綿を含有する疾温材
 石綿を含有する耐火被機材 (届出対象特定工事の名称) 届出者 шш 氏名又は名称及び住所並びに 法人にあつてはその代表者の 氏名 電話番号 ※※※ 渔結 租番 # 账 Ш 프 ш

様式第3の4

特定粉じん排出等作業実施届出書

#

ш

備考

1 吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見版図を流付すること。見取図は、主要寸法及近これもの特定建築材料の使用箇所を記入すること。 及びこれもの特定建築材料の使用箇所を記入すること。 2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもって、大気汚染防止法施行規則第 10 条の 4 第 2 項第 1 号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第 3 受及び第 4 号に規定する事項を記載した書類と見なす。 3 ※印の欄には、記載しないこと。 4 届出書、見版図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。 5 氏名(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

屈 # 洲 1

格 届出対象特定工事の元請業者 又は自主施工者の現場責任者 の氏名及び連絡場所 下請負人が特定粉じた。 出等作業を実施する場合 页の当該下請負人の現場責 任者の氏名及び連絡場所

電話番号

※ 論

電話番号

特技曲

水銀排出施設設置 (使用、変更) 届出書

併

Ж

ш

#

坤 礟

都道府県知事

쑖 道府県知事 灿 礟

氏名又は名称及び住所並びに 法人にあつてはその代表者の 氏名 프

超出者

F 5 大気汚染防止法第18条の28第1項(第18条の29第1項、第18条の30第1項)の規定に 水銀排出施設について、次のとおり届け出ます

(N)	*	¥	¥	*	Н	Н
	無	銀排	無	無	施	鏇
	418	Œ	#	#	X	×
卅	9	澔	Œ	Œ	#	Ĥ
	処	殿の	摇	摇	無	#
#	描	使	型	焽	施	業場
-	9	\equiv	9	9	9	9
	方	οπ	薄	種	所在	2
屈	拼	法	裕	ے	善	柊
	別紙3のとおり。	別紙2のとおり。	別紙1のとおり。			
	※ 論		※審	※施設番号	※受理年月日	※整理番号
					年	
					Э	
					ш	

龕 ₩ 水銀排出施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行規則(以下「施行規則 ※印の槭には、記載しないこと。 という。)別表第3の3に掲げる項番号及び名称を記載すること。

を対照させること。 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、

変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容

日本産業規格A4とすること。

氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代え 本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

ű

6 施行規則様式第2による受理書の写しを添付し、参考事項の欄に、当該受理書の受理番号及び受理年月日を記載する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が別紙1~3の全部又は一部を添付することを要しないと認めるときは、別紙1~3の全部又は一部を省略することができる。

様式第3の5

水銀排出施設設置(使用、変更)届出書

併 Ш

Ш

国出者 氏名又は名称及び住所並びに 法人にあつてはその代表者の 氏名 哥

大気汚染防止法第18条の28第1項(第18条の29第1項、第18条の30第1項)の規定に 大鶴華田描寫了 57 そのイ状で面にままます

i i	%	*	*	*	*	Н	Н	9
ŧ		無	銀排	銀	強	華	遍	ı
l		継	<u> </u>	#	#	X It	×	R 19F
I	₩	9	施	Œ	Œ	#	7	E ME
l		処	設の	施	施	無	#	N XIII
I	毌	ឝ	魚	熨	焽	貓	業場	,
l	44	9	Ж	9	9	O F	9	
I		方	の方	鈽	種	所 在		7
١	承	法	j 法	造	猫	.:	穄	(8)
		別紙3のとおり。	別紙2のとおり。	別紙1のとおり。				小殿牟田掲段でして、久りつるり曲の日まり。
		※ 論 兆		※審査結果	※施設番号	※受理年月日	※整理番号	
						年		
						₣ 月		
						Ш		

という。)別表第3の3に掲げる項番号及び名称を記載すること。

を対照させること。 ※印の欄には、記載しないこと。
変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容

日本産業規格 A 4 とすること。 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、

て、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代え

6

理書の受理番号及び受理年月日を記載する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行合第 13 条に規定する市の長が別紙 1~3 の全部又は一部を添付することを要しないと認めるときは、別紙 1~3 の全部又は一部を省略することができる。 施行規則様式第2による受理書の写しを添付し、参考事項の欄に、 当談別

光 用紙	田田 に 京	田出の	田田の	年月					様式第3の7
大 ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	9 04	₹	強	ш					
	大産銀	经	巻	次の届					
日本産業規格A4とすること。	The second secon	水銀排出施設の設置(水銀排出施設の使用、水銀排出施設 す の構造の変更、水銀排出施設の使用の方法の変更、水銀等 の処理の方法の変更)	大気汚染防止法第18条の28第1項(第18条の29第1項、 第18条の30第1項)	日次の届出書を受理しました。	都道府県知事 市 長 印	瀴	年月日	郑	以
備考り	報 田 田	届	雇	半					様式第36
		囲 圧 の	届出の	年月					様式第3の6
	田に原ると関する。	Œ	臣	月					様式第3の6
用紙の大きさは、	田田に落家	田の内容	出の根拠	月		源			様式第3の6
用紙の大きさは、	田に係る水田瀬豊の種	田の内容	出の根拠	月		憑			<u>様式第3の6</u> 受
1477年十の球田	田に係る水田瀬豊の種	田の内容	出の根拠	月		溽			
	田に係る水田瀬豊の種	田の内容	出の根拠		土	憑			Ŋ
用紙の大きさは、	田に係る水田瀬豊の種	田の内谷	出の根拠	月	都道所県知事 市 長	慶	年月	窜	政

様式第8 乗してはならない。 第31条 この法律の対 度めるところにより こととすることがで 第35条 次の各号の 万円以下の罰金に処する めるところにより、政令で定める市(特別区を行ととすることができる。 ととすることができる。 35 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、 26条第1項の規定による報告をせず、 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一 大気汚染防 る検査を拒み 止法第 26 妨げ、 条第3項の規定による身分証明 指しくは

ほぶ

踊した (特別区を含む。 職名及び氏名 嘏 # # # 典 若しくは虚偽の報告をし、 道府県知 崽 Ш ш Ш 当該違反行為をした \forall # Ш ----> 以下同じ。)の長が行う 日発行 日生 胀 日限り有効 -部は、 프 又は同項 ďμ 、政命で **K**-------> → - × 4 < 4 ∞.

様式第8 第31条 定めるところにより、政令で定める市 (特別区を) こととすることができる。 § 35 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、 万円以下の罰金に 第 26 条第 1 項の規 規定による検査を拒 てはならない の法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令でころにより、政令で定める市(特別区を含む。以下同じ。)の長が行う 大気 1 梁历 上流 定による報告 継 --12 セン 26 祭網 若しくは忌避したとき。 チメー 泄 3項の規定による 職名及び氏名 淵 # # 併 都道府県知事 批 敼 くは虚偽の報告をし、 当該違反行為をした者は、 分証明 日発行 継 日限り有効 H 田 又は同項 ф 30

(大気汚染防止法施行規則の一部改正)

第三条 大気汚染防 止 法施 行 規 則 \mathcal{O} 部を次のように改正する。

次

の表により、

改

Ē

前

欄に掲げる規定の傍線を付し

た部分をこれに順次対応する改

正

後欄

に掲げ

る規定の傍線を付 L た部分のように改め、 対象規定は、 当該対象規定全体を改正後欄 12 掲 げげ る ₽ \mathcal{O}

のように改め、 改正 前 欄に 掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するもの を掲げて **\ な 1 ŧ \mathcal{O} は

これを削 り、 改正 後欄に掲げ る対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げてい ない ŧ \mathcal{O} は

これを新たに追加する。

解体等工事の自主施工者である個人(解体等工事を業として行有する者として環境大臣が定める者に行わせること。ただし、に係る前号に規定する調査(前号ただし書に規定する場合を除二 建築物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事	1 (各)、次のとおりとする。、次のとおりとする。第十六条の五 法第十八条の十五第一項の環境省令で定める方法は(解体等工事に係る調査の方法)	改 正 後
(新設)	おりとする。上事に係る	改
	・八条の十五第一項の環境省令で定める方法は調査の方法)	正

ことができる。伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら当該調査を行う伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら当該調査を行う排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみをう者を除く。)は、建築物を改造又は補修する作業であつて、

を講ずる場合は、この限りでない。

うこと。ただし、当該解体等工事が特定工事に該当するものとうこと。ただし、当該解体等工事が特定工事に該当するものとるか否かが明らかにならなかつたときは、分析による調査を行三 第一号に規定する調査により解体等工事が特定工事に該当す

(解体等工事に係る説明の事項)

事項は、次のとおりとする。第十六条の七、法第十八条の十五第一項第四号の環境省令で定める

· (略)

める者に該当することを明らかにする事項査を行つた者の氏名及び当該者が同号に規定する環境大臣が定二第十六条の五第二号に規定する調査を行つたときは、当該調

四・五 (略)

(解体等工事に係る調査に関する記録等)

とする。 とする。 とする。 とする。 とする。

一~七 (略)

八 第十六条の五第二号に規定する調査を行つたときは、当該調

講ずる場合は、この限りでない。

さして、法及びこれに基づく命令中の特定工事に関する措置をなして、法及びこれに基づく命令中の特定工事に該当するものとみか否かが明らかにならなかつたときは、分析による調査を行う 前号に規定する調査により解体等工事が特定工事に該当する

(解体等工事に係る説明の事項)

事項は、次のとおりとする。第十六条の七、法第十八条の十五第一項第四号の環境省令で定める

一・二 (略)

(新設)

三・四 (略)

(解体等工事に係る調査に関する記録等)

一~七 (略)

(新設

査を行つた者の氏名

九 (略)

にあつては、その旨)及びその根拠 建築材料に該当するか否か(第十六条の五第三号ただし書の規 建築材料に該当するか否か(第十六条の五第三号ただし書の規

に保存するものとする。

3

(解体等工事に係る調査の結果の報告)

第十六条の十一 (略)

2 法第十八条の十五第六項の規定による報告は、次に掲げる事項 2 法第十八条の十五第六項の規定による報告は、次に掲げる事項 2 法第十八条の十五第六項の規定による報告は、次に掲げる事項 2

(略)

二号、第三号、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項 第十六条の七第一号及び第三号並びに第十六条の八第一項第

二~六 (略)

事に該当するものとみなした場合にあつては、その旨)及び該第十六条の五第三号ただし書の規定により解体等工事が特定工七 前号に規定する建築材料が特定建築材料に該当するか否か(

九 八 解体 (略)

にあつては、その旨)及びその根拠定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなした場合建築材料に該当するか否か(第十六条の五第二号ただし書の規建築材料に該当するか否か(第十六条の五第二号ただし書の規

(新設)

2 (略)

(解体等工事に係る調査の結果の報告)

第十六条の十一 (略)

に掲げる事項を除く。)に限る。)について行うものとする。第四号までに掲げる事項(第十六条の八第一項第六号及び第八号に掲げるもののいずれかに該当する場合にあつては、第一号から(解体等工事に係る建築物等が第十六条の五第一号イからホまで、法第十八条の十五第六項の規定による報告は、次に掲げる事項

号、第五号、第六号及び第八号に掲げる事項二第十六条の七第一号並びに第十六条の八第一項第二号、第

三~六 (略)

事に該当するものとみなした場合にあつては、その旨)及び該第十六条の五第二号ただし書の規定により解体等工事が特定工工前号に規定する建築材料が特定建築材料に該当するか否か(

3・4 (略) 当しないときは、その根拠の概要

分析による調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称	こよる調査を行つた箇	中国でよる調査及び日祝でよる調査を行った者	ガラトを開来せる6日治	事前調査を終了した年月日	解体、改造又は補修の作業 の請負代金の合計	解体の作業の対象となる床 面積の合計		建築物等の概要		建築物等の設置の工事に着 手した年月日	解体等工事の実施の期間		解体等工事の概要	解体等工事の名称	解体等工事の場所	解体等工事の発注者の氏名 又は名称及び住所並びに法人 にあつては、その代表者の氏名	事前調査の結果について、 り報告します。		都道府県知事 市 長 殿			様式第3の4
		講習実施機関の 名称 (一般・特定・一戸	氏 名	年 月 日		※ as	その他工作物	(木造・RC 造・S 造・その他) 通べ面積 ㎡ (階建)	耐火・準耐火・	年 月 日 ※審 3	M	年月日※黙					大気汚染防止法第 18 条の 15 第 6 項の規	報告者 法人にあつては、 報告者 法人にあつては、 の氏名 電話番号			事前調査結果報告書	
		雄て箏・その他)								強 結 果	年月	理 番 号					定により、次のとお	2. 称及び住所並びにつては、その代表者 印		年月日		海
分のは	谷	0 =0														~ / J	15					
・析による調査を行った者 氏名及び所属する機関又 法人の名称	析による調査を行つた箇	中国による周囲及りにおったの題件を介した者	ご 1 1 1 1 	事前調査を終了した年月日	解体、改造又は補修の作業 の請負代金の合計	業の対象となる計		建築物等の概要		建築物等の設置の工事に着 手した年月日	解体等工事の実施の期間・		解体等工事の概要	解体等工事の名称	解体等工事の場所	解体等工事の発注者の氏名 又は名称及び住所並びに法人 にあつては、その代表者の氏名	,		都道府県知事 市 長 殿			"以 男 3 り 4
析による調査を行つた 氏名及び所属する機関 法人の名称	析による調査を行つた箇	国でよる歴画及で日宮の調査を行した者	式) * 1 * 2 * 3 * 1 * 1 * 1 * 1 * 1 * 1 * 1 * 1 * 1	調査を終了した年月	体、改造又は補修の作 請負代金の合計	体の作業の対象となる 積の合計	その他工作物	樂物等の黄		築物等の設置の工事に した年月日	体等工事の実施の期		体等工事の概	体等工事の名	解体等工事の場所	解体等工事の発注者の氏名 又は名称及び住所並びに法人 にあつては、その代表者の氏名	事前調査の結果について 報告します。	民名又は名称及び住所並びに報告者 法人にあつては、その代表者の氏名 の氏名 電話番号	3道府県知事 長		事前調查結果報告書	張玖勇304

	事前調査の	調査の	結果	特定建築材料に該	当しない	婦合の	判断の根
建築材料の種類	石倉部	~ \$ →	1	①日徳 ②設計図書館の分析 ④無線材料の製造性が	网络拉鲁斯科斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯	争ををに除よ	へ () 開 思
吹付け材				⊕□ ②□	© □	(A)	⑤ □
保温材				⊕□ ②□	© _	(4)	© _
煙突断熱材				① □ ② □	3 🗆	4	5 🗆
屋根用折版断熱材				⊕□ @□	© □	(4)	© _
耐火被覆材 (吹付け材を除き、けい酸カルシウム板第2種を含む。)				0 0 0	© _		©
仕上塗材				0 0 2 0	© □	(4)	© _
スレート波板				0 2	© □	(4)	© _
スレートボード				0 0 0 0	© □	⊕ □	© -
屋根用化粧スレート				⊕ □ □	3 🗆	(4)	⑤ 🗆
けい酸カルシウム板第1種				00 00	3 🗆	(4)	
押出成形セメント板				00 00	3 🗆	4 🗆	6
パルプセメント板				00 00	3 🗆	4 🗆	
ビニル床タイル				00 00			
窯業系サイディング				00 00	© _	⊕	
石膏ボード				⊕ □ ②□			
ロックウール吸音天井板				⊕□ ②□			
その他の材料				①□ ②□			
解体の作業の対象とな場合、解体、改造又は場合、解体、改造又は	床値で	積作了	dα β ₹	は建築			
作業を伴っ建設上帯会に記載するに 場合に記載するに 実施機関の名称の 弾薬物石総合有弾	端で。 Y	はなる。は変し、者	光 正 治	金ので	解析・ 経験・ 2 2 2 2 2 2 2 2 2		9 6 6 6 6 6 6 6 6 数差。
省・環境省告示第 に該当する場合は 該当する場合は特	第同条	条第4	12	代金の合体のの合業の 職場 職場 関連 国連	20000年はは に年2000日日日日日日日日日	② ④ ④ ④ ④ を物作 調労□ □ □ □ □ (伴の業 査働	◎ (⑤ (⑤ (⑤ (⑤ (⑥ (⑥) 復 進造伴 行・□ □ □ □ □ □ □ 段若う わ国 □ □ □ 財 書き まままままままままままままままままままままままままままままままままま
	17 巷	を綿っ	東に	金、 調隆定するの改 査(する一名違 及平を料戸	解職へ 祖の建築等の 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1	(金)	③ ⑤ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ② 準造伴 行・継が調り □ □ □ □ □ □ 設若う わ国材調査 エン継 せ上調査者
当する場合は一戸建名称を記載し、一般	中田油	るを	頃にす有可	金、 調程定するに査3の改 査(する一、者3合進 及平そ柴戸官及1	解権へ 福の建築等に定。②②②(()()()()()()()()()()()()()()()()()(②(④)(②(※)を物作 調労組合権権権に 日()()()()()()()()()()()()()()()()()()()	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ 準造伴 行・強材調実有 『□□□□□□□□設若う わ国材調査施準 第三□□□□□ 記述 七工調査者機材 『工し建 せ工調査者機材:
製造する場合は一戸館の名称を記載し、一般の名称を記載し、一般	足難	끃	項にす有認す、	金、 調몉定するに査るを、の改 査(する一、者者記」合選 及平そ将戸旧及に載け	解欄へ 祖 O Q 強楽等に定すこれ (2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2	9 (金) ④ (金) を物作 調労綿合有講石は「ローローローは作業 査像合有建習綿、・	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ 塗造伴 行・進分調実有の □ □ □ □ □ □ 設若う わ固分調査施準他 三 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
当年の教をする の教をを名を称るを称るとしては の上以等を一十一日報の の上以がなりを の上、におりるを に、になるのを は、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に	* 1	か材等	項にす有認すに使	金、 調程定するに査るをなての改 査(する一、者者記いい合選 及平る柴戸同及に載場る	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	● ● ● ● ● を物作 調労綿含有講石は の料し口口口口口 伴の業 査働合有建習網、 方に	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ 漁造伴 行・強々調表有の のいし □ □ □ □ 設括 お り 日 は 関 □ □ □ 設 ま り □ □ □ 設 吉 ・ り 日 は 関 車 を 機 材 に は 談 下 し 単 ・ セ 土 調 査 手 機 材 に は 談
では、 のである。 のでは、	ñ ñ	か材等 汚当す	項にす有認すに使 防る措	金、 調몉定するに査るをなて 行みずの改 査(する一、者者記いい 規なる合選 及平る株下に及い事場を 則し場	● 解欄ぐ 視の連築等に定すこ事の 40大の (1) (1) (2) 体はは、に年業物石基準をと前準 条気い口 (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	● (④ (④ (④)を物作 調労綿含有講石は の料 第15分2 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ 御造谷伴 行・強々調系有の のい の及の□ □ □ □ □ □ □ □ 設定 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
の	รัก กั	か材等 汚当す 〈	∞項付合とに料に 染する の項にす有認すに使 防る措 ョルル・	金、 調臣定するに査るをなて 行みず のの改 査(する一、者者記いい 規なる よら過 及平を栄三に及い報場を 則し場 3.3	□□□□□□作連補 よ厚物石綿づ築場。調築 の汚て 並	◎ ④ ④ ● ● を物作 調労綿含有誰石は の料 第1的み 12□□□□□(甲の業 査働含有準習綿、 方に 3止な 7	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎

電報 1 解体の体験を発生の体験を発生の多数を発生の多数を発生性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性	その他の材料	ロックウール吸音天井板	出事ボード	窯業系サイディング	ビニル床タイル	パルプセメント板	押出成形セメント板	けい酸カルシウム板第1種	屋根用化粧スレート	スレートボード	スレート波板	仕上塗材	耐火被覆材(吹付け材を除き、けい酸カルシウム板第2種を含む。)	屋根用折版断熟材	煙突断熱材	保温材	吹付け材	建築材料の種類	
る補事と欄材)、同等築有を定建、事事																		石 結 者	事前調査
面のは は査2条第印石るら築物積付コ 、老タ穿4を終老さね等																		みな	調査の
の業作 書講第3項付合とに料に合の物 自習2項にす有認すには自己の にごり においまる																		五組織	の結果
三条の合学の無は建築物の解条作業と三条の部別の無行条数の解析、表別の作学の無は経験をの解析、政治地しては補係を書面による調査及び田紀による調査を表別の表別の表別を表別の表別を表別の表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	00 20	① □ ② □	⊕□ ②□		0 0 0 0	① □ ② □	00 20	00 00	⊕□ @□	⊕□ ②□	⊕ □ ②□	00 00	Û	①□ ②□	①□ ②□	00 00	00 00	①目視 ②設計図書等 ③分析 ④建築材料製 ⑤建築材料の製造年J	特定建築材料に該
解欄ぐ 視の建築等に定すっ体ははは、に年築物石基建ると作連補 よ厚物石綿づ築場楽薬修 る生石綿合く物合	3 🗆	3 -	⊚ □	© □	⊚ □	③ □	⊚ □	3 🗆	3 🗆	⊚ □	⊚ □	3 🗆	③ □	3 🗆	3 🗆	3 🗆	⊚ □	1 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	当しない
との乍 間分帛を盲離伴の楽 査働合有建習		(a)	(4)	(A)	(4)	(4)	(4	((4)	(4)	4 🗆	(4)	4 🗆	4 🗆	4 🗆	((④を除 i者によ	い場合の
う改を を省有強材の合品を資料の合品を 行・連柱調実有 わ・単柱調実有工工し建 セエ調査者機材に交散 た交査者に関調部	© _	© _	© _	© _	© _	© _	© □	© 🗆	© _	© _	© _	© _	© _	© 🗆	© 🗆	© 🗆	© _		の判断の根拠

	方法が複数ある場合は、その全ての箇所に印を付すこと。 6 ※印の欄には、記載しないこと。 7 報告書の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。 8 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。
	方法が複数ある場合は、その全での箇所に印を付すこと。 6 ※印の欄には、記載しないこと。 7 報告書の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 と すること。 8 氏名 (法人にあつてはその代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者) が署名することができる。

(大気汚染防止法第二条第十四 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 自動 軍及び 原動機付自転車を定める省令の一 部改 正

第四 _ 条 大気汚染防 止 法第二条第 + 应 項 \mathcal{O} 自 動 車 及び 原 動 機 付自. 転 車を定める省令 (昭 和 匹 1十三年 運

輸省令第五十八号)の一部を次のように改正する。

次 \mathcal{O} 表によ り、 改 正 前 欄に掲げ る規定 (題名を含む。 以下この条にお いて同じ。) の傍線を付

た部分をこれに順次対応する改 正 後欄 に掲げる規定の傍線を付 L た部分のように改め、 対象 規 定 は

当該対象規定全体を改正 並後欄 12 · 掲 がげるも O0) ように改 め、 改 正 前 欄 に 掲げ る対象規定で改正 後欄

にこれに対応するも

のを掲げ

てい

な

1

ŧ

 \mathcal{O}

は、

これ

を削

り、

改

Ī

後欄

に掲

げげ

る対象規定で改正

前

欄

にこれに対応するも 0 を掲げる てい な 1 Ł Oは、 これを新たに追加する。

第五 第二 る規 殊自動 \mathcal{O} 用 関 液 化 条 ガソ 石油 化ガスをいう。 これ 条 す 環 次 これを新 ように に 定 関 る \mathcal{O} 境 ガス IJ 法第 車 表 を削 法 す 環 省 \mathcal{O} 及び を燃料とす 改 傍 る (プロ 境 律 に 0 一条第十七項の環境省令で定める原 小 ŋ た 線 法 ょ 省 施 所 8 型特 にこ を付 り、 律 管 \mathcal{O} 行 を燃料 . 追 ン・ガス又はブタン・ガスを 殊 す 改 改 施 所 規 んる原 自 加 改 管 る 正 正 L 行 則 動 する。 法 後 た 規 する法令に係 前 正 \mathcal{O} 動 とするものとする。 車 令に であ 欄 部 則 機 欄 前 付 部 に に 分 欄 つて、 自 平 係 改 掲 掲 \mathcal{O} に 転 掲 成 正 る げ ように 車とする。 げ ガソリン、 げ + 民 る る る 七 る 対 間 対 改 象規 規 年 民 事 象 動 主成: 規 ·環境省令第九号) 機 8 定 間 業者等が 軽 付 定 定 事 \mathcal{O} 分とす 油又は対 自 ,業者: 傍 で改 対 で 転 改 線 車 象 は Ź 液 を付 等 行う 正 規 正 定 後 が 前 第二 液化ガル 欄 行う 書 欄 は L 条 化ガスを 自 ガ た部 にこ 面 ソ 動 書 当 \mathcal{O} \mathcal{O} IJ 法 ガ 車 第 該 分をこ 保 ス れ 及 れ 面 び を (プロ 1 に 対 部 存 に対応するも \mathcal{O} . う。 燃 条 小 等 対 象 を 保 料 第 型 とす れ 次 応 規 存 + 特 等に 兀 を ン 殊 す 定 に \mathcal{O} お 燃料 る 項 自 け る 全 ように 順 の環境省令で定める原 原 ガ 動 ス又は、 体 次 る とするも ŧ お 動 車 機 で を 対 \mathcal{O} け \mathcal{O} 付 あ 改 応 改 を を る 報 自 0 ブタン・ 掲 撂 情 す て、 正 正 通 転 のとする。

改

正

後

改

正

前

る改

正

後

欄

12

掲

げ

げ

7

1

な

t

 \mathcal{O}

は

げ

7

11

な

1

ŧ)

 \mathcal{O}

は

後

欄

12

掲

げ

る

Ł

 \mathcal{O}

す

報

通

信

 \mathcal{O}

技

術

 \mathcal{O}

利

車とする

動

機

付

自

転

車

は

ガ

又

は

液

ガス シリ

を シ、

主

成 軽

分とす 油

る

信

 \mathcal{O}

技

術

 \mathcal{O}

利

用

に

(略)	通商産業省令第一号) (昭和四十六年厚生省・	年政令第四十五号) 法律施行令(平成二十五	資源化の促進に関	使用済小型電子機器等の	(略)	年法律第百三十七号)	関する法律(昭和四十五	廃棄物の処理及び清掃に	十三年法律第九十七号)	大気汚染防止法(昭和四	別表第一(第三条関係)
(略)	の十六の十五第二項、第十六条			(略)	(略)			(略)	の二十三第一項	第十八条の十五第三項、第十八条	
<u></u>		H 14									
略)	(新設)	年政令第四十五号)	資源化の促進に関	使用済小型電子機器等の	(略)	年法律第百三十七号)	関する法律(昭和四十五	廃棄物の処理及び清掃に		(新設)	別表第一(第三条関係)

、環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書 面 の保存等における情報通信 \mathcal{O} 技術 \mathcal{O} 利用に

関する法律施行規則の一部改正)

第六条 環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利

用に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げ

る規定の傍線を付した部分のように改め、 対象規定は、 当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもの

のように改め、 改正 前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げて ** \ ない ŧ \mathcal{O} は

これを削り、 改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げてい ない ŧ のは

、これを新たに追加する。

(略)	通商産業省令第一号)	(昭和四十六年厚生省・	大気汚染防止法施行規則	(略)	別表第一(第三条関係)	改
(略)		の十七	第十六条の十六第二	(略)		正
			一項、第十六条			後
(略)	通商産業省令第一号)	(昭和四十六年厚生省・	大気汚染防止法施行規則	(略)	別表第一(第三条関係)	改
(略)		の十六	第十六条の十五第	(略)		正
			二項、第十六条			前

(環境省 の所管する法令に係る民間 .事業者等が行う書 面 の保存等における情 報 通信 \mathcal{O} 技術 \mathcal{O} 利 用 に

関する法律施行規則の一部改正)

第七 条 環境 省 \mathcal{O} 所管する法令に係る民間事業者等が行う書面 の保存等における情報通信 この技術の の利

用に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げ

る規定の傍線を付した部分のように改め、 対象規定は、 当該対象規定全体を改正後欄 に掲げるも O

のように改め、 改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げて **\ ない ŧ のは

後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げてい

ない

ŧ

のは

これを新たに追加する。

これを削り、

改正

						1
(略)	通商産業省令第一号)	(昭和四十六年厚生省・	大気汚染防止法施行規則	(略)	別表第一 (第三条関係)	改
(略)		十六第二項、第十六条の十七	第十六条の八第二項、第十六条の	(略)		正後
			v >			
			¥2		Ett	
(略)	通商産業省令第一号)	(昭和四十六年厚生省·	大気汚染防止法施	(略)	別表第一(第三条関係)	改
(略) (略)	商産業省令第一	和四十六年厚	大気汚染防止法施行規則	(略) (略)	表第一(第三条	改正
	商産業省令第一	和四十六年厚生省・	大気汚染防止法施		表第一(第三条	

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、 大気汚染防 止法の一部を改正する法律 (次条において 「改正法」という。)の

施 行 の 日 (令和三年四月一日) から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定め

る日から施行する。

一 第二条及び第六条の規定 令和四年四月一日

二 第三条及び第七条の規定 令和五年十月一日

(経過措置)

第二条 第一 条の規定による改正後 の大気汚染防 止法 施 行規 則第十条の 匹 第十六条の 兀 カン ら第十六

条の十六まで及び 別表第七 の規定は、 この省令 0 施 行 \mathcal{O} 日 (次項 12 お 7 7 施 行 日 という。) カュ

ら起算して十 应 日 を経過する日 以 後に着手する解体等 Ĭ 事 (改正: 法による改正 前 \mathcal{O} 大気汚染防 止 法

第十八条の十 五. 一第 項又は第二項 \mathcal{O} 規定に、 ょ る届 出 がされた特定粉じ ん排 出等 作 - 業に 係 る解 体 等工

事 で あ 0 て、 同 日 前 に . 着 手 L てい な い ŧ 0 (以 下 届 出がされた未 着 手 0 工 事 という。 を除

につい . て 適 用 Ļ 同 日 前 に 着手 L た 解 体等工事 (届出 Iがされ た未着に 手 Ò 工 事を含む。 次項 に

おいて同じ。)については、なお従前の例による

前 項 \hat{O} 規定によりなお従前 の例によることとされた解体等工事に係る特定粉じん排 出等作 業 の実

施の届出は、 わらず、第一条の規定による改正前の様式第三の四による届出書によってすることができる。 第一条の規定による改正後の大気汚染防止法施行規則第十条の四第一項の規定にかか